### 公務員部関係資料

平成31年4月総務省自治行政局公務員部

### < 項 目 >

	大規模災害における被災自治体に対する人的支援	1
(]	) 被災自治体に対する短期の職員派遣	
(2	2) 被災自治体に対する中長期の職員派遣	
2.	会計年度任用職員制度の導入等	••• 5
3.	時間外勤務命令の上限設定等	2 2
4.	女性活躍、ハラスメント対策	2 9
5.	障害者雇用の促進	3 3
6.	定年引上げ	3 7
7.	地方公務員の給与及び人事評価制度の活用	3 9

··· 4 6

8. 健康保険法の改正に係る現状

1. 大規模災害における被災自治体に 対する人的支援

### 被災市区町村応援職員確保システム改正の概要

平成30年3月に運用を開始した「被災市区町村応援職員確保システム」について、平成30年7月 豪雨や北海道胆振東部地震の教訓を踏まえ、以下のとおり改正を行う。

### 災害マネジメント支援の強化

### (1) 「総括支援チーム」の派遣

- ①「災害マネジメント総括支援員」の派遣に代え、「災害マネジメント総括支援員」及びその補佐をする「災害マネジメント支援員」等からなる「総括支援チーム」の派遣を基本とする。
- ② 「総括支援チーム」の役割として、これまでの「災害マネジメント総括支援員」の役割に「被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握」を追加する。

### (2) 災害マネジメント総括支援員の推薦基準等の見直し

○ 推薦基準として「地方公共団体において5年以上の勤務経験を有すること」、登録要件として「総務省が 実施する研修を受講したこと」を追加する。

### 対口支援団体の決定機関の変更

- 対口支援団体の決定機関を、現地調整会議(総務省、関係団体及び関係都道府県で構成。被災都道府 県に設置。)から確保調整本部(総務省及び関係団体で構成。東京に設置。)に変更する。
- ※ 上記のほか、規定の明確化等を図ることとしている。

### 被災市区町村応援職員確保システムに関する運用マニュアルのポイント

### 災害時における応援職員の派遣

### (1)確保調整本部、現地調整会議、総括支援チームの役割

○ 制度見直し後の確保調整本部、現地調整会議及び総括支援チームの役割について説明するととも に、総括支援チームに求められる資質等について記載

### <u>(2)応援職員の派遣にあたっての手続き</u>

○ 総括支援チーム及び対口支援団体の派遣手続きについて、フロー図を用いて説明するとともに、 留意事項等を記載

#### (3)応援職員の派遣終了

○ 総括支援チーム及び対口支援団体の派遣終了の判断にあたっての考え方を記載

### 平時における体制整備

### (1)応援職員の派遣準備

○ 応援職員の対応能力の向上や応援職員のための装備などについて記載

#### (2)受援体制の構築

○ 受援体制の構築の必要性について記載

### 被災市区町村応援職員確保システムについて

### システムに基づく応援職員の派遣の目的

- (1) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
- (2) 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

### 短期の派遣

(1) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援



被災 市区町村 応援職員の必要性の有無等について把握



被災 都道府県 被災都道府県内の 地方公共団体 による応援職員の 派遣だけでは 対応困難である ことを連絡

**+** 

被災地域ブロック 幹事都道府県

### 総務省

<震度6弱以上の地震が観測された場合等には、総務省が関係機関との間で情報の収集、共有を実施>

被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応困難

第1段階支援

被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣

●都道府県又は指定都市を原則として1対1で被災市区町村に割り当て、対口支援団体を決定

被災市区町村応援職員 確保現地調整会議 (被災都道府県、被災地域ブロック 幹事都道府県、全国知事会、 全国市長会、全国町村会、 指定都市市長会、総務省)

●被災市区町村に関する情報収集・共有等

被災市区町村応援職員 確保調整本部

(全国知事会、全国市長会、 全国町村会、指定都市市長会、 総務省(事務局))

- ●情報の収集及び共有
- ●総合的な調整及び意思 決定

第2段階支援

第1段階支援だけでは対応困難

報告

全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣

●全国の都道府県及び指定都市による追加の応援職員の派遣の調整を実施

都道府県にあっては区域内の市区町村と一体的に支援

### 被災市区町村応援職員確保システムについて

(2)被災市区町村が行う災害マネジメントの支援 (「総括支援チーム」の派遣)

「総括支援チーム」とは

役割 被災市区町村の長の指揮の下で、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援

被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携など

② 構成 災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員など数名で構成するチーム

- ・災害マネジメント総括支援員:災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者
- ・災害マネジメント支援員:避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者

※「災害マネジメント」 の内容

- ・ 災害対応のノウハウ
- 推進体制の整備などの 管理マネジメント
- ・ 総務省等との連絡・調整 など

構成イメージ総括支援チーク

災害マネジメント総括支援員 (GADM)

(1名)

災害マネジメント支援員 など災害対応に知見のある者

(1~2名)

連絡調整要員

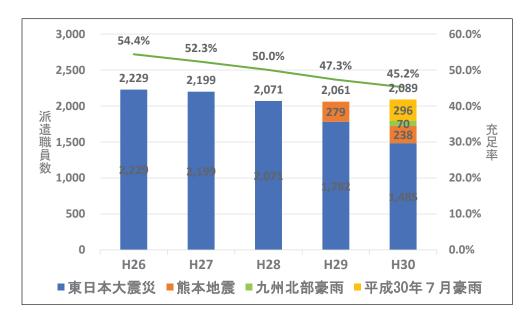
(1~2名)

### 災害マネジメント総括支援員等の登録・派遣の仕組み

- ① 都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省・消防庁で実施する研修を受講 ⇒ 名簿に登録
- ② 災害マネジメント総括支援員を含む「総括支援チーム」を、対口支援に先立ち、都道府県・指定都市が派遣することが基本

### 被災自治体に対する中長期の職員派遣

### 必要数が増加している一方、派遣職員数は約2,100~2,200人で推移



#### 派遣職員数:

各年4月1日現在の他地方公共団体から派遣された地方公務員数(「被災地方公共団体への派遣状況調査」(総務省公務員部)による) ※平成30年7月豪雨については、H31年2月時点での同年度中の派遣見込み

#### 充足率:

各年4月1日現在の被災都道府県とりまとめ 資料による必要数に対する職員派遣による 充足率

※平成30年7月豪雨についてはH31年2月時 点の必要数、派遣数

### 総務省による支援

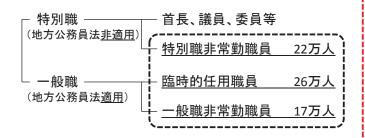
- ・全国の都道府県及び指定都市に対する個別の働きかけ
- ・全国の都道府県知事及び市区町村長宛てに総務大臣書簡を発出し、格別の協力を依頼
- ・派遣職員に係る費用について、東日本大震災については、派遣先団体に対し震災復興特別交付税により全額措置。その他の災害については、派遣先団体に対し特別交付税により措置 など

2. 会計年度任用職員制度の導入等

### 地方公務員における臨時・非常勤職員の現状と課題

(「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会」報告書のポイント)

#### 地方公務員における臨時・非常勤職員の現状



- ◆ 厳しい地方財政の状況が継続する中、教育、子育てなど増大し多様化する行政需要に対応するため、地方公務員における臨時・非常勤職員数は増加。
  - H17 45.6万人 → H20 49.8万人 → H24 59.9万人 → H28 64.3万人 (※)
  - (事務補助 約10万人、教員・講師 約9万人、保育士 約6万人、給食 調理員 約4万人、図書館職員 約1.7万人 など、幅広い分野で活用) ※ 任用期間が6か月以上又は6か月以上となることが明らかであり、 かつ1週間当たりの勤務時間が19時間25分以上の職員
- ◆ これまでにも平成26年総務省通知等により助言を行ってきたが、地方公共団体によっては制度の趣旨に沿わない任用が行われており(課題1・2)、また、処遇上の課題(課題3)もある。

#### <任用上の課題>

#### 【課題1】

通常の事務職員も「特別職」で 任用

「特別職」・・・本来、専門性が高い者等

※ 特別職には、守秘義務、政治的 行為の制限などの公共の利益保持 に必要な諸制約が課されていない (地方公務員法非適用)

#### 【課題2】

採用方法等が明確に定められていないため、一般職非常勤職員としての任用が進まない

※ 一般職非常勤職員として任用 すること自体に疑問を持つ自治 体もあり

#### <処遇上の課題>

#### 【課題3】

労働者性の高い非常勤職員に 期末手当の支給ができない

- ※ 国家公務員の非常勤職員は 支給可能
- ※ 民間では「同一労働同一賃金」 に向けた検討が行われている

### 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の概要

公布:平成29年5月17日

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員(一般職・特別職・臨時的任用の3類型)について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備する。

#### 1. 地方公務員法の一部改正 【適正な任用等を確保】

地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加(⑪45.6万人→⑩49.8万人→ ⑭59.9万人→⑩64.3万人)しているが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから、以下の改正を行う。

- (1) 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化
  - ① 通常の事務職員等であっても、「特別職」(臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等)として 任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化する。
  - ② 「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化する。
- (2) 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化する。

#### 2. 地方自治法の一部改正 【会計年度任用職員に対する給付を規定】

地方の非常勤職員については、国と異なり、労働者性が高い者であっても期末手当が支給できないため、上記の適正な任用等の確保に伴い、以下の改正を行う。

○ 会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備する。

### 会計年度任用職員制度関係条例案の議会提案予定時期等について

平成31年1月自治行政局公務員部

1. 関係条例案の議会提案予定時期(平成30年12月1日現在)

各団体における関係条例案の議会提案予定時期については、募集開始時期や制度の周知期間などを勘案して定める必要がある。

9割近くの団体(都道府県・指定都市は全団体)が平成31年9月までに議会提案を予定している。一方で、「未定」の団体が3%弱あり、これらの団体は直ちに全体スケジュール作成の上、条例制定の準備を進める必要がある。

	/			議会	 会提案予定 <sup>6</sup>			
区	分(団体数)	~H30.12	H31.1~3	H31.4~6	H31.7∼9	H31.10~12	H32.1∼3	未定
都	道府県(47)	1	9	25	12	0	0	0
	割合	2.1%	19.1%	53.2%	25.5%	0.0%	0.0%	0.0%
指	定都市(20)	0	7	12	1	0	0	0
	割合	0.0%	35.0%	60.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%
Ħ	5区(795)	0	16	233	483	41	0	22
	割合	0.0%	2.0%	29.3%	60.8%	5.2%	0.0%	2.8%
H	丁村(926)	0	12	166	586	133	2	27
	割合	0.0%	1.3%	17.9%	63.3%	14.4%	0.2%	2.9%
슴	計(1788)	1	44	436	1082	174	2	49
	割合	0.1%	2.5%	24.4%	60.5%	9.7%	0.1%	2.7%

<sup>※「</sup>〇月議会or〇月議会」と回答した団体は遅い方の時期で集計

2. 各地方公共団体における施行に向けた検討状況(平成30年12月1日現在)

各項目について、概ね9割の団体が「整理済(確定済)」又は「検討・整理中」としている。一方で、市町村を中心に「未着手」の団体も一定程度ある。

また、全ての項目が「未着手」の団体が68団体(全体の3.8%)あり、これらの団体は直ちに改正法の施行に向けた検討を進める必要がある。

区	分(団体数)	(a) 職の再	設定に関する	る検討状況	任用	計年度任用 等(募集・能 )に関する検	力実証、	給与	計年度任用 手(給料、報酬 に関する検	₩、手当	勤務	計年度任用 時間、休暇及 等に関する様	なび育児
		整理済	検討·整理中	未着手	確定済	検討·整理中	未着手	確定済	検討·整理中	未着手	確定済	検討·整理中	未着手
都	道府県(47)	2	45	0	3	43	1	1	46	0	1	46	0
	割合	4.3%	95.7%	0.0%	6.4%	91.5%	2.1%	2.1%	97.9%	0.0%	2.1%	97.9%	0.0%
指	定都市(20)	2	18	0	0	20	0	0	20	0	0	20	0
	割合	10.0%	90.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
ī	市区(795)	76	710	9	4	739	52	1	753	41	4	742	49
	割合	9.6%	89.3%	1.1%	0.5%	93.0%	6.5%	0.1%	94.7%	5.2%	0.5%	93.3%	6.2%
В	町村(926)	67	793	66	4	748	174	2	739	185	4	737	185
	割合	7.2%	85.6%	7.1%	0.4%	80.8%	18.8%	0.2%	79.8%	20.0%	0.4%	79.6%	20.0%
4	合計(1788)	147	1566	75	11	1550	227	4	1558	226	9	1545	234
	割合	8.2%	87.6%	4.2%	0.6%	86.7%	12.7%	0.2%	87.1%	12.6%	0.5%	86.4%	13.1%

総 行 公 第 1 9 号 平成 3 1年 3 月 2 8 日

> 各都道府県総務部長 (人事担当課・市町村担当課・区政課扱い) 各指定都市総務局長 (人事担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部公務員課長 (公 印 省 略)

会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査」の結果について(通知)

平成30年3月27日付総行公第42号により照会した「会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査」の結果について、別添のとおり各地方公共団体の移行に向けた検討状況を取りまとめたので通知します。

本調査は、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 29 号。以下「改正法」という。)」附則第 2 条第 2 項等に基づき、各地方公共団体の準備状況等を把握し、必要な助言を行うため実施したものであり、各地方公共団体における検討状況及び「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(以下「事務処理マニュアル」という。)」を踏まえ、特に留意すべき事項を下記にまとめたので、各地方公共団体におかれては、来年 4 月 1 日の改正法の施行に向け、遺漏のないよう必要な対応をお願いします。

なお、本通知は、地方公務員法第 59 条(技術的助言)、地方自治法第 245 条の4(技術的な助言)及び改正法附則第 2条(施行のために必要な準備等)に基づくものです。

딞

会計年度任用職員制度の導入スケジュール

関係条例が未制定の団体においては、改正法施行まで1年余となったことを踏まえ、会計年度 任用職員の募集開始時期や制度の周知期間などを勘案し、速やかに関係条例を提案すべく、必要な準備を遺漏なく進めること。

2 会計年度任用職員制度等への移行

(1) 会計年度任用職員制度への移行について【別添1-2 (1)、(2) 関係】

調査結果では、改正法施行後にパートタイム勤務、フルタイム勤務のいずれも減少する見込みとなっている。これは、主に短い任期の統合や職の整理によるものと考えられるが、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、会計年度任用職員制度への必要な移行について抑制を図ることや、移行について拍制を図ることや、移行について抑制を図ることは改正法の趣旨に沿わないものであ行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは改正法の趣旨に沿わないものであ

また、改正法においては、会計年度任用職員についてフルタイムでの任用が可能であることを明確化したところであり、こうした任用は柔軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保にも資することから、職務の内容等に応じて積極的な活用を検討すること。

(2) 特別職非常勤職員について【別添1-2(1)~(3)関係】

調査結果では、現行の特別職非常勤職員は、基本的に会計年度任用職員へ移行する見込み となっている。 改正後も特別職として存置することとしている職については、特別職の任用の厳格化という改正法の趣旨を踏まえ、特別職の要件を満たすものであるか精査を行うこと。

(3) 独自の一般職非常勤職員の任用について

会計年度任用職員以外の独自の一般職非常勤職員を任用することは、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないものであり、不適当であること。

なお、独自の一般職非常勤職員を任用した場合、期末手当の支給対象とならないため、こ

うした観点からもその任用は避けるべきであること。

3 給中

(1) 会計年度任用職員の給与

①会計年度任用職員の給与決定の基礎及び職務経験等の考慮【別添2-2(1)①、②関係】 会計年度任用職員の給与水準については、基本的に当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきであることから、「常勤職員の給料表を基礎としない」、「職務経験等を考慮してにめるべきであることから、「常勤職員の給料表を基礎としない」、「職務経験等を考慮しない」、「その他(主に検討中)」の回答を行った団体については、適切な措置を講ざること。

また、「一部の職員について初号給を基礎とする」、「一部の職員について職務経験等を考慮する」の回答を行った団体についても、実質的に「一部」以外の職員に対して事務処理マニュアルの趣旨に沿わない給与決定を行うことがないよう十分に留意すること。

②期末手当の支給【別添2-2 (1)③関係】

改正法において、非常勤職員である会計年度任用職員に対して期末手当を支給できることとしたが、適正な任用・勤務条件を確保するという改正法の趣旨や、地方公務員法に定める均衡の原則などの給与決定原則を踏まえれば、任期が相当長期(6ヶ月以上を目安)にわたる者に対し、適切に支給すべきものであること。したがって、「期末手当を支給する」以外の回答を行った団体は、適切な措置を講ずること。

なお、事務処理マニュアルでお示ししたとおり、他の会計年度任用職員との権衡に十分留意した上で、例えば過当たり 15 時間 30 分未満の勤務時間の会計年度任用職員に対しては期末手当を支給しないこととする制度も想定されるものであること。

③通勤手当又は費用弁償の支給【別添2-2 (1) ④関係】

会計年度任用職員に対する通勤手当及び費用弁償については、その費用弁償的性格を踏まえ、適切に支給すべきであることから、「常勤職員と同様の基準で支給する」以外の回答を行った団体は、適切な措置を講ずること。

8

# (2) 改正後の臨時的任用職員の給与【別添2-2(2)①、②関係】

改正法による改正後の地方公務員法第22条の3第1項又は第4項に基づく臨時的任用職員は、「常時勤務を要する職」として位置づけられ、その給料は常勤職員に適用される給料表及び初任給基準に基づき、学歴免許等の資格や経験年数を考慮して適切に決定する必要があることから、常勤職員と同等の職務の内容や責任を有する場合に下位の級に格付けを行うことや、各級の最高号給未満の水準を上限として設定するなどといった取扱いは不適切であること。したがって、「全ての職員について常勤職員と同様の給料表を適用する」、「全ての職員について常勤職員と同様の給料表を適用する」、「全ての職員について常勤職員と同様の給料表を適用する」、「全ての職員について常勤職員と同様の約任給決定や昇給を行う」以外の回答を行った団体は、適切な措置を講ずること。

また、各種手当についても常勤職員と同様に支給する必要があるため、適切な措置を講ず トゥ

### 4 募集・任用等

# (1) 募集時の勤務条件の明示【別添3-1関係】

会計年度任用職員の募集に当たっては、職業安定法第5条の3 (労働条件等の明示)の趣旨 について十分留意し、「見直す予定」以外の回答を行った団体については、適切な措置を講ずること。

# (2) 任用時の勤務条件の明示 [別添3-2関係]

会計年度任用職員の任用に当たっては、労働基準法第 15 条に基づき勤務条件を明示する必要があり、また、任期や勤務時間等一定の事項については、書面の交付により行わなければならないため、「見直す予定」以外の回答を行った団体は、適切な措置を講ずること。

# (3) 募集・任用時の任用根拠の明示 [別添3-3関係]

9

会計年度任用職員の募集や任用に当たっては、当該職員の服務に関する適用関係、勤務条件の内容等を明らかにするため、会計年度任用職員としての任用であることを明示する必要があるため、「見直す予定」以外の回答を行った団体は、適切な措置を講ずること。

# (4) 募集・任用時の年齢制限 【別添3-4関係】

会計年度任用職員の募集・採用に当たっては、地方公務員法第 13 条の平等取扱いの原則を踏まえ、年齢や性別にかかわりなく均等な機会を与える必要があるため、「見直す予定」以外の回答を行った団体は、適切な措置を講ずること。

## 5 再度任用時の空白期間の設定等

# (1) 再度任用時の空白期間の設定【別添4-1関係】

会計年度任用職員については、改正法において、任命権者が任期を定める際に「職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるもの」とする配慮義務規定を設けたところであり、退職手当や社会保険料等を負担しないようにするためなど不適切な「空白期間」の是正を図ることはもとより、「職務の遂行に必要かつ十分な任期」を適切に定めていることについて、職員や住民に対して説明責任を果たす必要がある。したがって、「見直す予定」以外の回答を行った団体は、適切な措置を講ずること。

## (2) 再度任用時の応募制限【別添4-2関係】

会計年度任用職員の募集に当たっては、任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきものであり、均等な機会の付与の考え方を踏まえた適切な募集を行う必要があるため、「見直す予定」以外の回答を行った団体については、適切な措置を講ずること。

### 6 矢甌

# (1) 会計年度任用職員制度における休暇等 [別添5-1 関係]

会計年度任用職員の休暇等については、国の非常勤職員との権衡の観点を踏まえ、国の非常勤職員について定められている休暇等を確実に整備する必要があること、会計年度任用職員には労働基準法や地方公務員の育児休業等に関する法律等の適用があり、これらに基づく制度を設ける必要があることから、「整備予定」以外の回答を行った団体については、適切な措置を講ざること。

また、「整備予定」と回答した団体であっても、当該休暇等を有給とするか否かについては、 国の非常勤職員との権衡に留意し、適切に対応する必要があること。

# (2) 再度任用時における年次有給休暇の繰り越し【別添5-2関係】

労働基準法により年次有給休暇の消滅時効は2年とされているところであり、労働基準法における「継続勤務」の要件に該当する場合には、再度任用時において前年度に付与された年次有給休暇を繰り越すことが必要であることから、「見直す予定」以外の回答を行った団体については、適切な措置を講ずること。

# 「会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査」の結果

平成 29 年5月 17 日に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29 年法律第 29 号。以下「改正法」という。)附則第2条第2項の規定等に基づき、本調査を実施し、調査時点※における各地方公共団体の移行に向けた検討状況を以下のとおりとりまとめました。

なお、各表における網掛け部分は、適切な措置を講ずべき項目であるため、当該回答を行った 団体は特にご留意ください。

※平成30年4月1日時点を基本とし、それ以降状況に変化があれば最新の状況を反映。

# 1. 会計年度任用職員制度等への移行に向けた検討状況

1-1. 臨時・非常勤職員の任用状況

(张士田, 士田)

				(単位:四体数)
区分	平成29年度中に 臨時・非常勤職員の 任用がある	F度中に 動職員の バある	改正法施行後に 臨時・非常勤職員の 任用予定がある	5行後に  勤職員の Eがある
都道府県(47)	47	100%	47	100%
指定都市(20)	20	100%	20	100%
市区 (794)	794	100%	794	100%
町村 (927)	926	99.9%	926	86.66
合計(1,788)	1,787	%6.66	1,787	%6.66

1-2. 会計年度任用職員等への移行に向けた検討状況

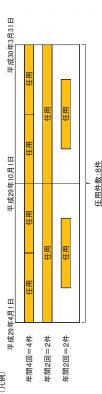
「平成 29 年度中における臨時・非常勤の職の任用状況」とは、任期や勤務時間の長短にかかわらず、次の①~③に該当する平成 29 年度中における定数外の臨時・非常勤の職(選挙の実施に伴って任用したものを除く。)の任用件数※である。

- ①特別職非常勤職員(改正前の地方公務員法(以下「法」という。)第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者として任用されている者)
  - ② 一般職等に割職(一般的に法第17条に基づく任用とされている一般職として期限 作年 田されている者)
    - 付任用されている者) ③ 臨時的任用職員(法第22条第2項又は第5項に基づき臨時的任用されている者)

「改正法施行後の移行に向けた検討状況」とは、平成 59 年度中における臨時・非常勤の職の任用状況をベースとして改正法を踏まえた見直し後の任用件数の見込みである。

※ 任用件数の考え方

当該年度中において、同一人が年度内に複数回任用された場合はその回数



# (1) 団体区分別の任用状況及び移行に向けた検討状況

〇平成 29 年度中における臨時・非常勤の職の任用状況(任用件数)

(単位:件)

1		Te	本日日報		40.80		Rentoh	
K		ā	非常勤職員	構成比	非常勤職員	構成比	任用職員	構成比
平成29年度中	盂	計 1,771,039	745,487	42.1%	291,534 16.5%	16.5%	734,018	41.4%
都道府県		451,510	259,353	57.4%	64,611	14.3%	127,546	28.2%
指定都市		223,031	121,724	54.6%	10,564	4.7%	90,743	40.7%
中区		927,008	312,798	33.7%	173,839	18.8%	440,371	47.5%
町村		169,490	51,612	30.5%	42,520	25.1%	75,358	44.5%

# 〇改正法施行後の移行に向けた検討状況(任用件数)

単位:件)

			•								
	:		i	の参出名				の参出名			
	区分		<del> </del>	特別職 非常勤職員	構成比	会計年度 任用職員	構成比	臨時的 任用職員	構成比	左記以外※	構成比
ឃ	改正法施行後	市	計 1,638,545	188,369	11.5%	1,320,906	89.08	109,266	6.7%	20,004	1.2%
	都道府県		440,843	54,017	12.3%	298,238	%2'.29	84,631	19.2%	3,957	0.9%
	指定都市		190,493	23,139	12.1%	143,995	75.6%	19,126	10.0%	4,233	2.2%
	中区		850,807	94,107	11.1%	743,303	87.4%	5,046	%9.0	8,351	1.0%
	即村		156,402	17,106	10.9%	135,370	89.98	463	0.3%	3,463	2.2%
13	》:"我们的是是我们的自己不是是不好,你们的第三人称形式,你们的我们会,你们是我们不是我们的,我们是是我们的,我们们是是我们的,我们们的一个一个好的。""我们	1	二年本年年四十二日	making the for mines in	A M O M IN E	一年 4 4 7 4 4 4	4 00 4 1 1 100 4	at/ 0# 2/ 11 = 140 1	1 =1 ( 44 = 44	华 4 十年 田 美 1	

※ 特別職非常勤職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員以外の任用根拠(任期の定めのない常勤職員や任期付職員等)により任用される者

# (2) 勤務時間別の任用状況及び移行に向けた検討状況

〇平成 29 年度中における臨時・非常勤の職の任用状況(任用件数)

(単位:件)

区分	有	特別職非常勤職員	構成比	一般職 非常勤職員	構成比	臨時的 任用職員	構成比
フルタイム*1	343,509	25,309	7.4%		40,313 11.7%	277,887	80.9%
パートタイム** 1,427,530	1,427,530	720,178	50.4%	251,221 17.6%	17.6%	456,131	32.0%

<sup>※11</sup>週間あたりの勤務時間が常勤職員と同一※21週間あたりの勤務時間が常勤職員に比して短い

〇改正法施行後の移行に向けた検討状況(任用件数)

(単位:件)

区分	福	改正後の		余字年年度		改正後の		左記以外	
		特別職 非常勤職員	構成比	任用職員	構成比	福郡名田田瀬河	構成比	*	構成比
任期6月以上	1,272,013	153,072	12.0%	1,010,553	79.4%	886'68	7.1%	18,400	1.4%
フルタイム	227,788	0	%0.0	130,425	57.3%	886'68	39.5%	7,375	3.2%
ートタイム	パートタイム 1,044,225	153,072	14.7%	880,128	84.3%	0	%0.0	11,025	1.1%
任期6月未満	366,532	35,297	9.6%	310,353	84.7%	19,278	5.3%	1,604	0.4%
フルタイム	57,140	0	0.0%	37,674	62.9%	19,278	33.7%	188	0.3%
パートタイム	309,392	35,297	11.4%	272,679	88.1%	0	%0.0	1,416	0.5%
中計	1,638,545	188,369	11.5%	1,320,906	80.6%	109,266	6.7%	20,004	1.2%
フルタイム	284,928	0	%0.0	1 68,099	29.0%	109,266	38.3%	7,563	2.7%
ートタイム	パートタイム 1,353,617	188,369	13.9%	1,152,807	85.2%	0	%0.0	12,441	%6.0

(3) 代表的な職種別の任用状況及び移行に向けた検討状況

〇平成 29 年度中における臨時・非常勤の職の任用状況(任用件数)

(単位:件)

		構成比	65.3%	43.9%	48.6%	36.6%	58.9%	7.1%	55.2%	54.4%	47.9%	62.4%	7.9%
	臨時的	任用職員	164,208	108,203	73,293	34,910	74,119	8,375	40,500	20,998	16,365	9,471	232
		構成比	20.4%	8.3%	8.3%	8.2%	22.6%	4.0%	26.6%	21.8%	23.2%	24.6%	24.3%
	一般職	非常勤職員	51,322	20,375	12,557	7,818	28,478	4,659	19,549	8,425	7,927	3,732	717
		構成比	14.2%	47.8%	43.1%	55.3%	18.4%	88.9%	18.2%	23.7%	28.8%	13.0%	%8'.29
	特別職	非常勤職員	35,797	117,833	65,055	52,778	23,191	104,446	13,383	9,144	9,844	1,980	1,999
_	<del> </del>		251,327	246,411	150,905	95,506	125,788	117,480	73,432	38,567	34,136	15,183	2,948
	職種		事務補助職員	教員	義務教育	義務教育以外	保育所保育士	医師	給食調理員	看護師	図書館職員	清掃作業員	消費生活相談員

〇改正法施行後の移行に向けた検討状況(任用件数)

1.3% 0.7% 0.3% 0.5% 0.4% 1.0% 0.7% 0.9% 構成比 1.9% 2.3% 0.2% (単位: 件) 18 425 4,676 3,483 1,193 1,019 765 211 172 120 137 左記以外 ※ 36.2% 43.4% 24.7% 1.2% 0.1% %6.0 1.2% 1.2% %6.0 %0.0 %6.0 構成比 87,683 64,773 22,910 0 1,998 572 415 348 1,341 155 改正後の 臨時的 任用職員 131 61.8% 74.0% 98.8% 98.4% 98.1% 99.3% 98.9% 54.2% 97.8% 22.9% 98.3% 構成比 34,916 2,727 222,086 149,605 80,866 68,739 105,782 26,608 65,955 28,663 13,875 会計年度 任用職員 %0.0 0.0% 76.3% 0.0% 0.0% 0.0% %0:0 %0.0 0.0% 0.0% %0.0 構成比 改正後の 特別職 非常勤職員 0 88,609 0 0 0 0 0 0 0 0 0 14,143 108,142 116,137 66,738 224,509 149,122 92,842 35,503 241,964 29,131 盂 義務教育以外 消費生活相談員 事務補助職員 保育所保育士 義務教育 闡 給食調理員 図書館職員 清掃作業員 瓣 看護師 教員 医師

※ 特別職非常勤職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員以外の任用根拠(任期の定めのない常勤職員や任期付職員等)により任用される者

(4) 代表的な職種別・勤務時間別の任用状況及び移行に向けた検討状況 〇平成 29 年度中における臨時・非常勤の職の任用状況 (任用件数)

職種	1111			\$_F47.	
		77774	構成比	7 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	構成比
事務補助職員	251,327	78,300	31.2%	173,027	%8'89
教員	246,411	103,662	42.1%	142,749	57.9%
義務教育	150,905	73,645	48.8%	77,260	51.2%
義務教育以外	95,506	30,017	31.4%	62,489	%9'89
保育所保育士	125,788	32,906	26.2%	92,882	73.8%
医師	117,480	3,851	3.3%	113,629	%2'96
給食調理員	73,432	13,327	18.1%	60,105	81.9%
看護師	38,567	6,306	16.4%	32,261	83.6%
図書館職員	34,136	5,166	15.1%	28,970	84.9%
清掃作業員	15,183	4,213	27.7%	10,970	72.3%
消費生活相談員	2,948	235	8.0%	2,713	92.0%

〇改正法施行後の移行に向けた検討状況(任用件数)

(単位:件)

_						
	職種	111111	7 7 7 7		13-F44/	
				構成比	1	構成比
Julia.	事務補助職員	224,509	47,403	21.1%	177,106	78.9%
米米	教員	241,964	100,889	41.7%	141,075	58.3%
	義務教育	149,122	72,307	48.5%	76,815	51.5%
	義務教育以外	92,842	28,582	30.8%	64,260	69.2%
布	保育所保育士	108,142	27,072	25.0%	81,070	75.0%
RU	医部	116,137	3,657	3.1%	112,480	%6.96
を	給食調理員	66,738	10,516	15.8%	56,222	84.2%
1444	看護師	35,503	5,295	14.9%	30,208	85.1%
EVI	図書館職員	29,131	3,904	13.4%	25,227	86.6%
<b>!!!!</b>	清掃作業員	14,143	3,122	22.1%	11,021	77.9%
洪	消費生活相談員	2,745	158	5.8%	2,587	94.2%

2. 然与

2-1. 臨時・非常勤職員の給料又は報酬の状況 (平成29年度における職種ごとの平均月額)

217,965 144,705 257,839 245,030 174,287 171,797 151,294 167,227 給料又は報酬 (任期の最初の月についての 一人あたり平均月額) 44,564 19,510 18,832 7,522 2,713 3,380 2,103 165 人数 (平成29年度における任期が11ヶ月以上 のフルタイムの臨時・非常勤職員数) 教員(義務教育以外) 消費生活相談員 教員(義務教育) 保育所保育士 給食調理員 事務補助職員 図書館職員 清掃作業員 職種 看護師

2-2. 給与の検討状況

(1)会計年度任用職員の給与

①給与決定に際しての基礎

27.6% 44.7% 35.0% 28.2% 26.0% 21 224 493 241 3.9% 4.6% 4.3% 0 31 43 9/ 25.5% 20.0% 25.8% 23.0% 24.3% 常勤職員の職務の級 の初号給の給料月額 初号給を基礎とする を基礎とする 12 205 213 434 46.3% 25.5% 45.0% 42.1% 43.9% 12 334 429 784 51.1% 69.3% 68.2% 65.0% 67.9% 24 13 539 642 1,218 47 1,787 20 794 926 回母体数 指定都市 (20) 市区 (794) 町村 (927) 卓 区分

②給与決定における職務経験等の考慮

	_						
(単位:団体数)		その他 (主に検討中)	31.9%	30.0%	28.8%	25.5%	27.2%
<b>(m</b> )		(主)	15	9	229	236	486
		職務経験等を 考慮しない	4.3%	0.0%	3.7%	2.8%	3.2%
		職務経書	2	0	29	26	57
		一部の職員について 考慮する	34.0%	25.0%	35.9%	36.4%	36.0%
		一部の職員に7 考慮する	16	5	285	337	643
		全ての職員について 考慮する	29.8%	45.0%	31.6%	35.3%	33.6%
		全ての職員	14	6	251	327	109
		職務経験等を 考慮する	63.8%	70.0%	67.5%	71.7%	%9.69
		職務報	30	14	536	664	1,244
		回 各 發 發	47	20	794	926	1,787
		次 双	都道府県 (47)	指定都市 (20)	市区 (794)	町村 (927)	包

③期末手当の支給

_						
	2年(金)	31.9%	35.0%	24.8%	26.7%	26.1%
	(年に)	15	7	197	247	466
	##な ない ない	0.0%	%0:0	0.0%	0.0%	0.0%
	期末年本	0	0	0	0	0
	量について E支給する	38.3%	25.0%	31.0%	32.0%	31.6%
	一部の職 期末手当2	18	5	246	296	565
	量について と支給する	29.8%	40.0%	44.2%	41.4%	42.3%
	全ての職員 期末手当名	14	∞	351	383	756
	= 当を する	68.1%	65.0%	75.2%	73.3%	73.9%
	期末 本本 本	32	13	297	629	1,321
	回 各 發	47	20	794	976	1,787
	区分	都道府県 (47)	指定都市 (20)	市区 (794)	町村 (927)	中計
			回答         期末手当を         全ての職員について         一部の職員について         期末手当を         類末手当を支給する         期末手当を支給する         類末手当を支給する         対策手当を支給する         支給しない         支給しない           47         32         68.1%         14         29.8%         18         38.3%         0         0.0%	回答         期券手当を 支給する         全での際員について 期末手当を支給する         一部の際員について 期末手当を支給する         開業手当を 支給する         年の他 財産手当を支給する         その他 関係手当を支給する         その他 関係手当を支給する           47         32         68.1%         14         29.8%         18         38.3%         0         0.0%         15           20         13         65.0%         8         40.0%         5         2.5.0%         0         0.0%         7	回答         期本手当を 支給する         全での順局について 財本年当を支給する         一部の職員について 財本手当を支給する         機業手当を 支給しない         その他 支給しない           47         32         68.1%         14         29.8%         18         38.3%         0         0.0%         15           20         13         65.0%         8         40.0%         5         25.0%         0         0.0%         7           794         597         75.2%         351         44.2%         246         31.0%         0         0.0%         7	回答

④通勤手当又は費用弁償の支給

П		×2	8	8	×2	3S
4 E E E	その他(主に検討中)	29.8%	%0'08	21.0%	17.3%	19.4%
•	その(主に核	14	9	167	160	347
	当又は支給しない	%0:0	0.0%	%0:0	0.6%	0.3%
	通勤手当又は 費用弁償を支給しない	0	0	0	9	9
	と異なる 5給する	12.8%	25.0%	24.2%	16.2%	19.8%
	常勤職員と異なる 基準で支給する	9	5	192	150	353
	s動職員と同様の 基準で支給する	57.4%	45.0%	54.8%	65.9%	89.09
	常勤職員と同様の 基準で支給する	27	6	435	610	1,081
	当又は  支給する	70.2%	70.0%	79.0%	82.1%	80.2%
	通勤手当又は費用弁償を支給す	33	14	627	760	1,434
	回回本数数	47	20	794	926	1,787
	区分	都道府県 (47)	指定都市 (20)	市区 (794)	町村 (927)	合計

(2) 改正後の臨時的任用職員の給与

①給料表の適用

(単位:団体数)

その他(主に検討中)	19.1%	25.0%	31.0%	27.0%	28.5%
その(主に持	6	5	246	250	510
常勤職員とは 1の給料表等を 適用する	0.0%	0.0%	11.3%	17.0%	13.8%
常勤職員とは 別の給料表等を 適用する	0	0	06	157	247
部の職員について 同様の給料表を 適用する	0.0%	0.0%	8.2%	10.6%	9.1%
一部の職員について 同様の給料表を 適用する	0	0	69	98	163
ての職員について 同様の給料表を 適用する	80.9%	75.0%	49.5%	45.5%	48.5%
全ての職員について 同様の給料表を 適用する	38	15	393	421	867
常勤職員と同様の 給料表を適用する	80.9%	75.0%	57.7%	56.0%	57.6%
挑勤職 給料表を	38	15	458	519	1,030
回日本数	47	20	794	926	1,787
X A	都道府県 (47)	指定都市 (20)	市区 (794)	町村 (927)	中二

②初任給の決定方法及び昇給方法

単位:団体数)	その他(主に検討中)	36.2%	45.0%	33.8%	27.5%	30.7%
·唐)	そ0 (主にも	17	6	268	255	549
	常勤職員とは異なる 初任給決定や 昇給決定を行う	17.0%	0.0%	17.6%	21.8%	19.6%
	挑對職員2 初任給 昇給決3	œ	0	140	202	350
	一部の職員について 同様の初任給決定や 昇給を行う	6.4%	%0:0	10.6%	13.9%	12.1%
	一部の職員 同様の初色 昇給3	က	0	84	129	216
	全ての職員について 同様の初任給決定や 昇給を行う	40.4%	55.0%	38.0%	36.7%	37.6%
	全ての職員 同様の初任 昇給3	19	11	302	340	672
	常勤職員と同様の 初任給決定や 昇給を行う	46.8%	55.0%	48.6%	50.6%	49.7%
	挑對職員 為任終 异常	22	11	386	469	888
	回 日本教 数	47	20	794	976	1,787
	医分	都道府県 (47)	指定都市 (20)	市区 (794)	町村 (927)	合計

3. 募集・任用等
 3-1. 募集時の勤務条件の明示

臨時・非常勤職員に対する書面又は電子メールで示すべき事項の明示の状況と適正化へ向けた

検討状況

単位:団体数)		(本数)	0.0%	0.0%	%6.0	0.6%	0.7%
無		その他 (主に未検討)	0	0	7	9	13
		予定は	%0.0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		見直す予算ないない	0	0	0	0	0
		生	8.5%	%0.0	%6.0	1.0%	1.1 %
		被 中	4	0	7	6	20
		±	38.3%	15.0%	27.7%	36.1%	32.2%
		如	18	3	220	334	575
		心 子 子	36.2%	15.0%	26.2%	34.7%	30.7%
		H32.4.1以降 見直す予定	17	3	208	321	549
		までに予定	2.1%	%0.0	1.5%	1.4%	1.5%
		H32.3.31までに 見直す予定	-	0	12	13	26
		海米(ご) 対対 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	46.8%	15.0%	29.5%	37.7%	34.0%
		未実施※ (一部未実施 合む)	22	3	234	349	809
		搖	53.2%	85.0%	70.5%	62.3%	%0.99
		全てで実施	25	17	260	577	1,179
		回 日 本 数	47	20	794	926	1,787
		区分	都道府県 (47)	指定都市 (20)	市区 (794)	町村 (927)	恒

※任用根拠や委任された任命権者で取扱いが異なる場合など(以下同じ)

## 3-2. 任用時の勤務条件の明示

臨時・非常勤職員に対する書面で示すべき事項の明示の状況と適正化へ向けた検討状況

(単位:団体数) その他 (主に来検討) 見直す予定は ない 0.1% 檢點中 31.9% 5.0% 14.2% 23.7% 誓 219 348 22.9% 18.7% 29.8% 5.0% 13.6% H32.4.1以降 見直す予定 212 108 335 0.7% 0.8% H32.3.31までに 見直す予定 2.1% 0.0% 0.6% 未実施 | (一部未実施を | ... | 含む) 24.7% 34.0% 15.0% 229 75.3% 79.6% 66.0% 85.0% 95.0% 全てで実施 1,422 31 675 697 回和多数 区分

# 3-3. 募集・任用時の任用根拠の明示

臨時・非常勤職員に対する募集・任用時の任用根拠の明示の状況と適正化へ向けた検討状況

その他(に未検討)	0.0%	%0.0	%6:0	0.5%	0.7%
その (主に来	0	0	7	5	12
予定は	%0.0	%0.0	%0.0	0.0%	0.0%
見直す予うないない	0	0	0	0	0
#	8.5%	5.0%	1.5%	1.1%	1.5%
4	4	-	12	10	27
丰	68.1%	30.0%	59.4%	69.7%	64.7%
₫ū	32	9	472	645	1155
24.00	%0.99	25.0%	57.8%	68.5%	63.2%
H32.4.1] 見直す <sup>-</sup>	31	5	459	634	1,129
   本でに   本に	2.1%	5.0%	1.6%	1.2%	1.5%
H32.3.31までに 見直す予定	-	1	13	11	26
(元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元)	76.6%	35.0%	61.8%	71.3%	66.8%
未実施 (一部未実施 (10位)	36	7	491	099	1,194
展	23.4%	65.0%	38.2%	28.7%	33.2%
全てで実	Ξ	13	303	266	593
回 団 を 数	47	20	794	926	1,787
区分	都道府県 (47)	指定都市 (20)	市区 (794)	町村 (927)	如

3-4. 募集・任用時の年齢制限

臨時・非常勤職員の募集・任用時の年齡制限の状況と適正化へ向けた検討状況

制限あり※ 報制限ありを H22.8 31までに H32.4 1以降 含む) 見直す予定 見直す予定	H32.4.1以降 見直す予定	制限あり※ (一部制限ありを H92.3.31までに H92.4.1以降 自む)
H32.3.31までに H32.4.1以降 見直す予定 見直す予定	制限あり   (一部制限ありを   1923.33までに   1924.1以降   自む)   見直す予定   見直す予定   見直す予定	制限なし (一部制限ありを H22.3.01まで)こ H22.4.1以降 alb(す) 別面す予定 見面す予定 見面す予定
40.4%	59.6% 19 40.4% 1 2.1% 11 23.4% 12	28 59.6% 19 40.4% 1 2.1% 11 23.4% 12
23.4%	19 40.4% 1 2.1% 111 23.4%	59.6% 19 40.4% 1 2.1% 11 23.4%
40.0% 0 0.0% 5 25	60.0% 8 40.0% 5 25.	12 60.0% 8 40.0% 0 0.0% 5 25.
40.4% 1	59.6% 19 40.4% 1 60.0% 8 40.0% 0	28 59.6% 19 40.4% 1 12 60.0% 8 40.0% 0
40.0%	50.0% 8 40.0%	12 60.0% 8 40.0%
		12 60

※任用根拠や委任された任命権者で取扱いが異なる場合など

## 4. 再度任用時の空白期間の設定等

## 4-1. 再度任用時の空白期間の設定

臨時・非常勤職員の再度任用時の空白期間の設定の状況と適正化へ向けた検討状況

(単位:団体数)

Γ		17.0%	10.0%	2.9%	1.1%	2.4%	
	その他(主に検討中	00	2	23	10	43	
¥.	平	%0:0	%0.0	%0:0	%0.0	0.0%	
出土土地	が成十三へ を受けます。 等の財政的な 負担が生じる 恐れがあるた め、見直す予 定はない	0	0	0	0	0	
ナケロ		%0:0	%0'0	1.1%	0.3%	0.7%	
一業を書物		0	0	6	3	12	
	紫務の遂行に 必要のない期 間であるた め、見直す予 定はない	4.3%	0.0%	2.8%	1.7%	2.2%	
	業務の遂行」 必要のないす 間であるた め、見直すう 定はない	2	0	22	16	40	
	<b>菲</b> 森	76.6%	85.0%	48.1%	31.5%	40.6%	
	₫¤	36	17	382	291	726	_
	小 完 原	74.5%	85.0%	46.2%	30.5%	39.2%	上回上
	H32.4.1以  見直す予?	35	17	367	282	701	い)がに
	までに予定	2.1%	%0:0	1.9%	1.0%	1.4%	5婦令7
	H32.3.31までに 見直す予定	_	0	15	6	25	が異たる
	9定あり※ 部設定あり を含む)	97.9%	95.0%	54.9%	34.6%	45.9%	7 # FF 1. 17
	設定あり※ (一部設定あ) を含む)	46	19	436	320	821	能者で 国
	なし	2.1%	%0'9	45.1%	65.4%	54.1%	イケのな
	設定なし	-	-	358	909	996	エオガナ
	回 各 後	47	20	794	926	1,787	哲や粉色
	区分	都道府県 (47)	指定都市 (20)	市区 (794)	町村 (927)	杣	※午用規拠や季年された任命権者で取扱いが異なる場合など(以下同じ)

## 4-2. 再度任用時の応募制限

臨時・非常勤職員の再度任用時の応募制限の状況と適正化へ向けた検討状況

(単位: 日体数) (単位: 日体数) (単位: 日体数) (単位: 日体数) (単位: 日本数) (単位: 日本数) (本日本日 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	8 0.4% 2 0.1% 12 0.7% 30 1.7%
#禁した任 公務への参 用と見られ 画:就労の機 る恐れがあ 会を任用に万 るため、現 不等に与え たか、同 す予定は るため、同 ない す予定はない ない 0 00% 0 0.0% 0 00% 1 0.1% 6 0.0% 1 0.1% 6 0.0%	0.4% 2 0.1% 12 0.7%
無機 の必然 の の の か が が が の の が が が が が が が が が が が	0.4% 2 0.1% 12
無機 の必然 の の の か が が が の の が が が が が が が が が が が	0.4% 2 0.1%
無機 の必然 の の の か が が が の の が が が が が が が が が が が	0.4%
	0.4%
時・非維制 員としての 学及及の配置の 部面を につ の 20% の 0 00% 4 0.05% 4 0.05%	8
の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	
合計 48.9% 4 20.0% 4 20.0% 77 8.3%	13.7%
	245
- 予定 - 予定 - 20.0% - 17.4% - 8.2%	13.5%
月間 中 1824.1以降 186 年 20.0 138 17.4 76 8.2	241
H82.331までに 見職す予定 0 0.0% 0 0.0% 3 0.4% 1 0.1%	0.2%
H32.3.3. 月間 3 3 1	4
設定あり ・ 29 (1.7%) ・ 4 (20.0%) ・ 1.68 (21.2%) ・ 1.04%	16.6%
照 報 か で 1 0 8 9 0 6 7 9 9 0 6 7 9 9 0 6 7 9 9 0 6 7 9 9 0 6 7 9 9 0 6 7 9 9 0 6 7 9 9 0 6 7 9 9 0 6 7 9 9 0 6 7 9 9 0 6 7 9 9 0 6 7 9 9 0 6 7 9 9 0 6 7 9 9 0 6 7 9 9 0 6 7 9 9 0 6 7 9 9 0 6 7 9 9 0 6 7 9 9 0 6 7 9 9 9 0 9 9 0 9 0 9 9 0 9 0 9 9 0 9 0	297
設定 <i>た</i> に 18 38.3% 16 80.0% 830 89.6%	83.4%
- 18	1,490
回	1,787
区分	中常

5-1. 会計年度任用職員制度における休暇等の検討状況 (1)全体(回答団体数1787)

5. 休暇等

整備予定 検討中 工品
95.2%     45     2.5%       84.0%     148     8.3%       80.7%     169     9.5%     1       67.5%     236     13.2%     2       76.6%     190     10.6%     1       76.6%     140     7.8%     1       86.5%     141     7.9%     1       86.5%     140     7.8%     1       86.5%     139     7.8%     1       86.5%     140     7.8%     1       86.5%     140     7.8%     1       75.8%     204     11.4%     1       76.8%     233     13.0%     2       83.5%     151     8.4%     1       76.3%     192     10.7%     1       76.3%     192     10.7%     1       76.3%     225     12.6%     2       55.6%     264     14.8%     4       46.6%     285     15.9%     5       49.2%     279     15.6%     5
84.0%     148     8.3%       80.7%     169     9.5%     1       67.5%     236     13.2%     2       76.6%     190     10.6%     1       86.5%     214     12.0%     3       86.6%     140     7.8%     1       80.3%     170     9.5%     1       80.3%     170     9.5%     1       75.8%     204     11.4%     1       70.8%     233     13.0%     2       62.8%     237     13.3%     3       76.3%     192     10.7%     1       71.9%     225     12.6%     4       55.6%     264     14.8%     4       46.6%     285     15.9%     5       49.2%     279     15.6%     5
80.7%     169     9.5%       67.5%     236     13.2%       76.6%     190     10.6%       65.9%     214     12.0%       87.2%     141     7.9%       86.5%     140     7.8%       80.3%     170     9.5%       80.7%     183     10.2%       75.2%     217     12.1%       76.2%     233     13.0%       83.5%     151     8.4%       62.8%     237     13.3%       76.3%     192     10.7%       76.3%     192     10.7%       76.3%     225     12.6%       55.6%     264     14.8%       49.2%     279     15.6%
67.5%     236     13.2%       76.6%     190     10.6%       65.9%     214     12.0%       86.5%     140     7.8%       86.5%     140     7.8%       80.3%     170     9.5%       80.3%     170     9.5%       75.2%     217     12.1%       75.2%     217     12.1%       76.2%     233     13.0%       83.5%     151     8.4%       62.8%     237     13.3%       76.3%     192     10.7%       71.9%     225     12.6%       55.6%     264     14.8%       46.6%     285     15.9%       49.2%     279     15.6%
76.6%     190     10.6%       65.9%     214     12.0%       87.2%     141     7.9%       86.5%     140     7.8%       80.3%     170     9.5%       80.7%     183     10.2%       75.2%     217     12.1%       75.2%     233     13.0%       83.5%     151     8.4%       62.8%     237     13.3%       79.1%     185     10.7%       71.9%     225     12.6%       55.6%     264     14.8%       49.2%     279     15.6%
65.9%     214     12.0%       87.2%     141     7.9%       86.6%     140     7.8%       80.3%     170     9.5%       80.7%     183     10.2%       75.2%     217     12.1%       70.8%     233     13.0%       83.5%     151     8.4%       62.8%     237     13.3%       70.1%     185     10.4%       71.9%     225     12.6%       46.6%     285     15.9%       49.2%     279     15.6%
86.6% 140 7.8% 86.5% 139 7.8% 80.3% 170 9.5% 1 1 12.1% 1 1 12.1% 1 1 12.1% 1 1 12.1% 1 1 12.1% 1 1 12.1% 1 1 12.1% 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
86.6%     140     7.8%       86.5%     139     7.8%       80.3%     170     9.5%       1     10.2%     1       75.8%     204     11.4%     1       75.8%     217     12.1%     1       70.8%     233     13.0%     2       83.5%     151     8.4%     3       62.8%     237     13.3%     3       76.3%     192     10.7%     1       76.3%     192     12.6%     2       55.6%     264     14.8%     4       46.6%     285     15.9%     5       49.2%     279     15.6%     5
86.5% 139 7.8% 80.3% 170 9.5% 1 1 20.2% 1 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
80.3% 170 9.5% 80.7% 183 10.2% 75.8% 204 11.4% 76.8% 233 13.0% 83.5% 151 8.4% 62.8% 237 13.3% 79.1% 1225 12.6% 76.3% 192 10.7% 76.3% 225 12.6% 25.6% 284 14.8% 49.2% 279 15.6%
80.7%     183     10.2%       75.8%     204     11.4%       75.2%     217     12.1%       70.8%     233     13.0%       83.5%     151     8.4%       62.8%     237     13.3%       79.1%     185     10.4%       71.3%     192     10.7%       71.9%     225     12.6%       55.6%     264     14.8%       46.6%     285     15.9%       49.2%     279     15.6%
75.8% 204 11.4% 75.2% 217 12.1% 70.8% 233 13.0% 83.5% 151 8.4% 62.8% 237 13.3% 79.1% 192 10.7% 76.3% 192 10.7% 76.3% 225 12.6% 55.6% 284 14.8% 46.6% 285 15.9% 849.2% 279 15.6%
75.2% 217 12.1% 70.8% 233 13.0% 83.5% 151 8.4% 62.8% 237 13.3% 76.3% 192 10.7% 71.9% 225 12.6% 55.6% 264 14.8% 46.6% 285 15.9%
70.8% 233 13.0% 83.5% 151 8.4% 62.8% 237 13.3% 79.1% 185 10.4% 76.3% 192 10.7% 71.9% 225 12.6% 55.6% 284 14.8% 49.2% 279 15.6%
83.5% 151 8.4% 62.8% 237 13.3% 3 79.1% 185 10.4% 1 76.3% 192 10.7% 1 71.9% 225 12.6% 264 14.8% 4 46.6% 285 15.6% 5 49.2% 279 15.6% 5
62.8%     237     13.3%       79.1%     185     10.4%       76.3%     192     10.7%       71.9%     225     12.6%       55.6%     264     14.8%       46.6%     285     15.9%       49.2%     279     15.6%
79.1% 185 10.4% 76.3% 192 10.7% 71.9% 225 12.6% 55.6% 264 14.8% 46.6% 285 15.9% 49.2% 279 15.6%
76.3% 192 10.7% 71.9% 225 12.6% 55.6% 264 14.8% 46.6% 285 15.9% 49.2% 279 15.6%
71.9% 225 12.6% 55.6% 264 14.8% 46.6% 285 15.9% 49.2% 279 15.6%
55.6% 264 14.8% 46.6% 285 15.9% 49.2% 279 15.6%
46.6%     285     15.9%       49.2%     279     15.6%
49.2% 279 15.6%
1,387 77.6% 184 10.3% 154

								(単位:四本)	14 PX
	休暇等の種類	整備予定	光	極	檢討中	整備予りない	本し、	その他 (主に未検討)	) (本)
年次4	年次有給休暇	44	93.6%	3	6.4%	0	%0'0	0	%0'0
	公民権行使	42	89.4%	5	10.6%	0	%0'0	0	%0'0
いい。	官公署出頭	41	87.2%	9	12.8%	0	%0'0	0	%0'0
	現住居の滅失等	33	70.2%	11	23.4%	3	6.4%	0	%0'0
有給 歌員に	出勤困難	40	85.1%	9	12.8%	1	2.1%	0	%0'0
	退勤途上の危険回避	32	68.1%	6	19.1%	9	12.8%	0	%0.0
	동크	41	87.2%	9	12.8%	0	%0'0	0	%0'0
	産前	43	91.5%	4	8.5%	0	%0'0	0	%0'0
	産後	43	91.5%	4	8.5%	0	%0'0	0	%0'0
	保育時間	43	91.5%	4	8.5%	0	%0'0	0	%0'0
れて国の	子の看護	41	87.2%	5	10.6%	0	%0'0	l l	2.1%
	短期介護	42	89.4%	5	10.6%	0	%0'0	0	%0'0
	介護休暇	38	80.9%	6	19.1%	0	%0'0	0	%0'0
	介護時間	38	80.9%	6	19.1%	0	%0'0	0	%0'0
このに整	生理日の就業困難	43	91.5%	4	8.5%	0	%0'0	0	%0'0
	妊娠疾病	34	72.3%	6	19.1%	3	6.4%	1	2.1%
	公務上の傷病	39	83.0%	5	10.6%	2	4.3%	l l	2.1%
	私傷病	37	78.7%	8	17.0%	1	2.1%	1	2.1%
	骨髄等ドナー	36	%9'92	6	19.1%	1	2.1%	l .	2.1%
	妊産婦の健康診査及び保健指導	28	59.6%	13	27.7%	4	8.5%	2	4.3%
装務の協議な	妊産婦の休息・補食	27	57.4%	16	34.0%	3	6.4%	1	2.1%
	妊娠中の通勤緩和	25	53.2%	14	29.8%	9	12.8%	2	4.3%
育児休業	木業	40	85.1%	7	14.9%	0	%0'0	0	%0'0

(3) 指定都市(回答団体数20)

休暇等の種類		整備予定	出外	極	検討中	整備予なしなし	でる	その (主に寿	その他(主に未検討)
年次有給休暇		16	80.08	4	20.0%	0	%0.0	0	%0.0
れ国 公民権行使		15	75.0%	5	25.0%	0	%0.0	0	%0:0
この にま 官公署出頭 ないま おんきん はんきん こうかん こうしん こうしん こうしん こうしん こうしん こうしん こうしん しょく		15	75.0%	5	25.0%	0	%0:0	0	%0:0
る 第一 一		13	65.0%	7	35.0%	0	%0.0	0	%0:0
角		15	75.0%	5	25.0%	0	%0:0	0	%0:0
- トの整 退勤途上の危険回避		10	20.0%	9	30.0%	4	20.0%	0	0.0%
↑ 編 叚 さ   忌う		15	75.0%	5	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
産前		15	75.0%	5	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
産後		15	75.0%	5	25.0%	0	%0'0	0	%0:0
		13	%0'59	7	35.0%	0	0.0%	0	0.0%
ル国 ての 子の看護		15	75.0%	5	25.0%	0	%0.0	0	%0:0
い 非 短期介護 る 堂		15	75.0%	5	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
っ っ 勤 っ 護休暇 = 時		15	75.0%	5	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
# 職 合員 介護時間 		12	%0.09	7	35.0%	1	5.0%	0	0.0%
-  こ の 整  生理日の就業困難		15	75.0%	5	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
		13	%0.39	6	30.0%	1	5.0%	0	0.0%
		12	%0.09	7	35.0%	1	5.0%	0	0.0%
私傷病		13	%0'59	7	35.0%	0	0.0%	0	0.0%
骨髄等ドナー		13	%0'59	6	30.0%	1	5.0%	0	0.0%
	?健指導	11	55.0%	7	35.0%	0	0.0%	2	10.0%
務職 好産婦の休息・補食		11	55.0%	9	45.0%	0	0.0%	0	0.0%
		10	20.0%	8	40.0%	0	0.0%	2	10.0%
育児休業		15	75.0%	5	25.0%	0	%0.0	0	%0:0

(4) 市区 (回答団体数 794)

								(単位:	単位: 団体数)
	休暇等の種類	整備予定	光	極	檢討中	整備予算	本し、	その(主に来	その他(主に未検討)
年次7	年次有給休暇	764	96.2%	18	2.3%	3	0.4%	6	1.1%
	公民権行使	704	%L'88	54	%8.9	20	2.5%	16	80.2
	官公署出頭	675	85.0%	64	8.1%	37	4.7%	18	2.3%
	現住居の滅失等	558	%8:07	105	13.2%	107	13.5%	24	3.0%
<b>作給</b> 職員に	出勤困難	640	80.6%	85	10.7%	52	6.5%	17	2.1%
	退勤途上の危険回避	529	%9.99	103	13.0%	139	17.5%	23	2.9%
	등급	729	91.8%	49	6.2%	5	%9'0	11	1.4%
	産前	721	%8'06	20	6.3%	6	1.1%	14	1.8%
	産後	721	%8'06	20	6.3%	6	1.1%	14	1.8%
	保育時間	678	85.4%	99	8.3%	31	3.9%	19	2.4%
れて国の	子の看護	089	%9''98	73	9.2%	24	3.0%	17	2.1%
京ギ	短期介護	643	81.0%	06	11.3%	41	2.5%	20	7:5%
1 年	介護休暇	628	79.1%	95	12.0%	50	6.3%	21	2.6%
朱紹剛.	介護時間	589	74.2%	107	13.5%	73	9.2%	25	3.1%
」の に 整	生理日の就業困難	703	88.5%	59	7.4%	17	2.1%	15	1.9%
休暇備さ	妊娠疾病	508	64.0%	114	14.4%	143	18.0%	29	3.7%
	公務上の傷病	656	82.6%	80	10.1%	40	5.0%	18	2.3%
	私傷病	645	81.2%	79	9.9%	48	%0'9	22	2.8%
	骨髄等ドナー	591	74.4%	108	13.6%	71	8.9%	24	3.0%
念業生れ	妊産婦の健康診査及び保健指導	475	59.8%	117	14.7%	176	22.2%	26	3.3%
¥務φ Φ職¾	妊産婦の休息・補食	357	45.0%	135	17.0%	273	34.4%	29	3.7%
光 体 中	妊娠中の通勤緩和	401	%9'09	132	16.6%	234	29.5%	27	3.4%
育児休業	木業	652	82.1%	72	9.1%	47	%6'9	23	%6'7

(5) 町村 (回答団体数 926)

								(単位:	(単位:団体数)
	休暇等の種類	整備予定	五	極	検討中	整備予	予し	その(主に対	その他(主に未検討)
年次4	年次有給休暇	877	94.7%	20	2.2%	11	1.2%	18	1.9%
れて国の	公民権行使	740	79.9%	84	9.1%	69	7.5%	33	3.6%
いいる	自公署出頭	712	%6.97	94	10.2%	83	%0'6	37	4.0%
の しれ モ型 拝	現住居の滅失等	602	65.0%	113	12.2%	170	18.4%	41	4.4%
甲給 戦員に	出勤困難	673	72.7%	94	10.2%	119	12.9%	40	4.3%
」 G t	退勤途上の危険回避	909	65.4%	96	10.4%	181	19.5%	43	4.6%
明さ	[원원]	773	83.5%	81	8.7%	38	4.1%	34	3.7%
	産前	768	82.9%	81	8.7%	44	4.8%	33	3.6%
	産後	766	82.7%	80	8.6%	46	2.0%	34	3.7%
	保育時間	701	75.7%	93	10.0%	95	10.3%	37	4.0%
ルで国の	子の看護	902	76.2%	100	10.8%	82	8.9%	38	4.1%
京半	短期介護	655	70.7%	104	11.2%	127	13.7%	40	4.3%
· 無性	介護休暇	693	71.6%	108	11.7%	113	12.2%	42	4.5%
集架 黄鳳.	介護時間	627	67.7%	110	11.9%	145	15.7%	44	4.8%
こ整	生理日の就業困難	731	78.9%	83	%0.6	75	8.1%	37	4.0%
木良備さ	妊娠疾病	267	61.2%	108	11.7%	207	22.4%	44	4.8%
	公務上の傷病	706	76.2%	93	10.0%	89	9.6%	38	4.1%
	私傷病	899	72.1%	98	10.6%	119	12.9%	41	4.4%
	骨髄等ドナー	645	69.7%	102	11.0%	139	15.0%	40	4.3%
	妊産婦の健康診査及び保健指導	479	51.7%	127	13.7%	276	29.8%	44	4.8%
装務の譲渡	妊産婦の休息・補食	437	47.2%	125	13.5%	320	34.6%	44	4.8%
	妊娠中の通勤緩和	444	47.9%	125	13.5%	313	33.8%	44	4.8%
育児休業	業	680	73.4%	100	10.8%	107	11.6%	39	4.2%

5-2. 再度任用時における年次有給休暇の繰り越し 臨時・非党勤闘員の再度任用時における年次有給休暇

臨時・非常勤職員の再度任用時における年次有給休暇の繰り越しの状況と適正化へ向けた検討 状況

(±	0.0%	0.0%	1.1%	1.7%	%
名 後	0	0.0	17	1.7	1.4%
その子(主に対	0	0	6	16	25
予定なし	0.0%	%0:0	%0:0	0.2%	0.1%
是 国 4-2-2-2-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-3-	0	0	0	2	2
<del>-</del>	8.5%	10.0%	2.0%	3.3%	2.9%
<sup>(viα</sup> <b>₩</b>	4	2	16	30	52
<b>-</b>	27.7%	5.0%	26.7%	42.1%	34.4%
ďα	13	1	212	385	611
遊 型	27.7%	5.0%	26.3%	41.2%	33.8%
H32.4. 見直 <sup>9</sup>	13	1	209	377	009
       予定	0.0%	0.0%	0.4%	0.9%	0.6%
H32.3.3	0	0	3	8	Ξ
しなし ち ち り	36.2%	15.0%	29.8%	47.3%	38.9%
<b>繰り成</b> (一部繰り をきまっ	17	3	237	433	069
しあり	63.8%	85.0%	70.2%	52.7%	61.1%
<b>繰り</b> 西	30	17	557	482	1,086
がある団体 ※次有給休暇制 ※	47	20	794	915	1,776
X A	都道府県 (47)	指定都市 (20)	市区 (794)	町村 (926)	合計 (1787)
	がある団体 ※	あ有 る給 (本版) 繰り越しあり (本版4) 28.23 までに H32.41以降 (本版 機り越しあり (本版4) 28.23 (本版 17 36.23 (4 8.53 (7.73 13 27.73 14 8.53 (0 0.00))	あ名 る給 (一部80 NB L なし 中間 体 繰り越しあり (一部80 NB L なし 中間 大 繰り越しあり (一部80 NB L なし 利 3 4 4 4 4 5 5 5 6 8 8 8 4 4 8 5 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	あ有 る給 移り越しあり (一部8181 なし H92331までに H3241以降 利 3 4 4 7 3 4 7 4 5 5 4 7 5 6 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	る名 る名 を紹り越しあり (一番80.85 77 70.28 237 77.38 8 0.9% 377 41.2% 388 42.1% 30 8.38 2 2 0.2% あ有 を合わり を含わり をもむ。 (一番80.85 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

総行公第30号平成31年4月3日

礟 各都道府県総務部長 (人事担当課・市町村担当課・区政課扱い) 各政令指定都市総務局長 (人事担当課扱い) 各都道府

総務省自治行政局公務員部公務員課長 딦

会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査について(照会)

平成 29 年 5 月 17 日に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成 29 年 法律第 29 号)附則第2条第2項の規定等に基づき、本調査を実施することとしました。

つきましては、下記のとおりご回答をお願いします。なお、各地方公共団体の長の人事担当課に おいては、他の任命権者の状況も併せて取りまとめをお願いします。

딞

調查対象団体

都道府県、政令指定都市、市、特別区、町村及び一部事務組合等

(「一部事務組合等」とは、一部事務組合、広城連合、財産区及び地方開発事業団をいいます。

調查內容 Ø (1) 会計年度任用職員制度への移行に向けた検討状況に関する調査 (調査票1~6)

(2) 会計年度任用職員の給与等に関する調査 (調査票7)

提出先等 က

別紙「調査要領」のとおり

提出期限 4

: 平成31年5月31日(金) 区政課:平成31年5月31日(金) 市町村担当課、 人事担当課

(市区町村の中で、調査票7 (の一部項目) について、期限までのご回答が困難な団体がある場合には、市町村担当課、区政課より、給与能率 推進室の担当までご相談ください。)

会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査 綑 極 平成31年度

### 1 調査の目的

地方公務員の臨時・非常勤職員における適正な任用・勤務条件等の確保に向け、平成29年5月17日 に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 29 号)」(以下「改正法」とい う。)が公布されました。

るため、各地方公共団体の任命権者が行う準備及び措置の実施状況を把握した上で、必要があると認 改正法附則第2条第2項の規定において、総務大臣は、新たな制度の適正かつ円滑な実施を確保す めるときは、当該準備及び措置について技術的な助言又は勧告をするものとされています。 このため、本調査においては、昨年度に引き続き各地方公共団体における適正な任用・勤務条件等の 確保に向けた準備状況等を把握することとしています。なお、今後、必要に応じてフォローアップや追加調 査を行う場合があります。

### I 調査対象団体

都道府県、指定都市、市、特別区、町村及び一部事務組合等※

※「一部事務組合等」とは、一部事務組合、広域連合、財産区及び地方開発事業団をいう(以下、同じ)。

### 田 調査項目

表 紙(地方公共団体の基本情報等)

調査票1~6(会計年度任用職員制度への移行に向けた検討状況に関する調査)

(会計年度任用職員の給与等に関する調査) 調査票7

### Ⅳ 調査時点

## 平成 31 年4月1日現在

## V 調査票(表紙、集計シートを含む)の提出期限

都道府県及び指定都市 人事担当課:平成31年5月31日(金)

:平成31年5月31日(金) 都道府県 市町村担当課、区政課

限までのご回答が困難な団体がある場合には、市町村担当 課、区政課より、給与能率推進室の担当までご相談くださ (市区町村の中で、調査票7 (の一部項目) について、

浑

( °\.

### W 記載要領

- 数字は半角で記載してください。
- ・ 該当のない箇所は空欄とし、一(ハイフォン)、0(ゼロ)等を記載しないでください。
- ・セルの挿入や削除は記載要領や調査票に指示がない限り、原則、行わないでください。
- ・記載する箇所は、黄色に塗りつぶしているセルであり、それ以外の箇所に記載しないでください。
- ・ 調査票7については、別添「会計年度任用職員の給与等に関する調査要領」を参照すること。

## Ⅲ 調査票ごとの担当者・連絡先

調査票	早無用	連絡先
調査票1	公務員課公務員第一係	電話:03-5253-5542
	瀬田、 田熊	
調査票2	公務員課公務員第二係	電話:03-5253-5543
	守屋	
調査票3	公務員課公務員第二係	電話:03-5253-5543
	中屋	
調査票4	公務員課公務員第四係	電話:03-5253-5544
	佐々木	
調査票5	公務員課女性活躍推進室人事評価推進係	電話:03-5253-5546
	村松、堀田	
調査票6	公務員課給与能率推進室給与第一係·給与第二係	電話:03-5253-5549
	植木係長、相川	
調査票7	公務員課給与能率推進室給与第一係·給与第二係	電話:03-5253-5549
	植木係長、相川	

## 皿 調査票の提出先

本調査の提出先は、下記のアドレス全てに返信をお願いいたします。

公務員課公務員第一係

h.sawada@soumu.go.jp
公務員課公務員第二係

文務員課公務員第四係

公務員課公務員第四係

公務員課公性活躍推進室人事評価推進係

r.muramatsu@soumu.go.jp
公務員課給与能率推進室給与第一係・給与第二係

kyunou@soumu.go.jp

総 行 給 第 1 6 号 平成 3 1年 3 月 2 9 日

各都道府県総務部長(人事担当課・市町村担当課・区政課扱い)と(人事担当課・方町村担当課・区政課扱い)と(人事担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部給 与能率推進室長(公印省略)

地方自治法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)

地方自治法施行規則の一部を改正する省令(平成31年総務省令第37号)が、 日公布されました。

「子にこれるとこ。 今回の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号。以下「改正法」という。)等の施行により、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)歳入歳出の予算の款項の区分及び目の区分(第15条関係)歳出予算に係る節の区分(第15条関係)及び予算に関する説明書様式(第15条の2関係)給与費明細書(以下「給与費明細書」という。)について所要の改正を行ったものです。 なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

つきましては、下記の事項にご留意の上、その施行に遺漏のないようにするととも に、貴都道府県内の市区町村、一部事務組合等に対しても、この旨ご周知願います。

밅

### 第1 改正の内容

- 1 歳入歳出の予算の款項の区分及び目の区分(第15条関係) 改正法の施行に伴い、地方公務員法(昭和25年法律第261号)
- 改正法の施行に伴い、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員の給料等について、備考2に記載のとおり、※を付している目に計上する必要が生じるところ、その場合、地方公共団体の予算管理上支障があるものと考えられることから、備考5を加えたこと。
- 2 歳出予算に係る節の区分(第15条関係)

地方公務員法は、地方公共団体に勤務する者について、一般職にも特別職にも 属さない者の存在を予定しておらず、雇用契約による勤務関係の成立を想定して

いないため、地方自治法施行規則歳出予算に係る節の区分(第15条関係)中、「7 節 賃金」を削除したこと。

### 3 給与費明細書

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)により、等級別基準職務表を給与に関する条例で定めるべきことが明確化されたこと、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)及び国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政会(平成22年法律第96号)及び国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政合(平成25年法律第96号)により、早期退職事集制度が導入されたことに伴う、所要の規定の整備を行うこと。

### 第2 施行日

平成32年4月1日

ただし、給与費明細書の改正規定は、公布の日から施行する。

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当
[表 略]
[キ~ケ 略]
備考 [1~6 略]
7 「ウ 級別職員数」の「(級別の基準となる職務)」は、原則として、当該会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。
[8~10 略]

響常 総子〇 [ ] 公尾餐窓公衣委電役の川価円発やセンスと駆記記なや塗へ外送ジェンスド発が共配じるの。
[8~10 同左]

本 =

50

πlr

63

(号外第

整

<u></u>ш

平成31年3月29日 金曜日

○然務治令第三十七号

この宿今は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、予算に関する説明書様式(第十五条の二関係)給与費明細書の改正規定は、公布の日から施行する。

3. 時間外勤務命令の上限設定等

多様で柔軟な 労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)の概要

# 働き方改革の総合的かつ継続的な推進

働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講ずる。

働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」(閣議決定)を定めることとする。(雇用対策法) ※(衆議院において修正)中小企業の取組を推進するため、地方の関係者により構成される協議会の設置等の連携体制を整備する努力義務規定を創設。

I 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働 労働時間に関する制度の見直し(労働基準法、労働安全衛生法

含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定。

※)自動車運転業務、建設事業、医師等について、猶予期間を設けた上で規制を適用等の例外あり。研究開発業務について、医師の面接指導を設けた上で、適用除外。

休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。 高度プロフェッショナル制度の創設等を行う。(高度プロフェッショナル制度における健康確保措置を強化)

月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。また、使用者は、10日以上の年次有給

※(衆議院において修正)高度プロフェッショナル制度の適用に係る同意の撤回について規定を創設。

労働者の健康確保措置の実効性を確保する観点から、労働時間の状況を省令で定める方法により把握しなければならないこととする。(労働安全衛生法)

勤務間インターバル制度の普及促進等(労働時間等設定改善法)

★事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。

【◆※(衆議院において修正)事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する努力義務規定を創設。 産業医・産業保健機能の強化(労働安全衛生法等 事業者から、産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供することとするなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。

雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保

不合理な待遇差を解消するための規定の整備(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)

短時間・有期雇用労働者に関する同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的

に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。併せて有期雇用労働者の均等待遇規定を整備。派遣労働者について、①派

遣先の労働者との均等・均衡待遇、②一定の要件※を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。また、これらの事項に関する

ガイドラインの根拠規定を整備。(※)同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等

労働者に対する待遇に関する説明義務の強化(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)

短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。

行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備

1の義務や2の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。

※(衆議院において修正)改正後の各法の検討を行う際の観点として、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、労働者の職業生活の充実を図ることを明記。

皿:平成32年4月1日(中小企業におけるパートタイム労働法・労働契約法の改正規定の適用は平成33年4月1日)

Ⅱ:平成31年4月1日(中小企業における時間外労働の上限規制に係る改正規定の適用は平成32年4月1日、1の中小企業における割増賃金率の見直しは平成35年4月1日) 施行期日 I:公布日(平成30年7月6日)

総 行 公 第 8 号 平成 31 年 2 月 1 日

> 礟 戦 岷 蚪 区政課扱い) 哐 郶 峌 絮 怒 豥 # (人事担当課、市町村担当課、 貔 貔 41 辿 H (人事担当課扱い) 쵇 定 浬  $\prec$ 鞍 夲

総務省自治行政局公務員部公務員課長 (公印省略)

人事院規則 15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇) の一部改正等について

人事院規則 15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇) (以下「人規」という。)の一部を改正する人事院規則 (人事院規則 15-14-36) が公布されるとともに、「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」(以下「運用通知」という。)の一部を改正する通知 (職職-14)及び「超過勤務を命ずるに当たっての留意点について」(職職-22)(以下「局長通知」という。)が発出され、平成 31年4月1日から施行されることとなります。つきましては、各地方公共団体におかれては、地方公務員法の趣旨に沿い、これらの内容を踏まえ、超過勤務命令の上限時間等について平成 31年4月より適用すべく、条例、人事委員会規則等の改正など所要の措置を講じていただくようお願いします。なお、主な内容は下記のとおりですので、ご留意ください。

おって、各都道府県においては、市区町村等にも御連絡いただくようお願いします。 なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。 本通知は、地方公務員法(昭和 55年法律第 261号)第 59条(技術的助言)及び地方自台法(昭和 22年法律第 67号)第 245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

1111

## 1 超過勤務命令の上限時間関係

- 1 超過勤務命令の上限時間
- ・ 職員に超過勤務を命ずる場合には、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に 定める時間数及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとすること。 (人規第 16 条の 2 の 2 第 1 項関係、運用通知第 10 の第 10 項関係)
  - (1) (2)の部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数
    - ア イに掲げる職員以外の職員 次の①及び②に定める時間
- ① 1箇月 45時間
- ② 1年 360 時間

- イ 1年において勤務する部署が(2)の部署から(1)の部署となった職員 次の $\overline{0}$ 及びのに定める時間
- ① 1年 720 時間
- ② ア及び(2) ((2)②を除く。)の時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事院が定める期間において人事院が定める時間及び月数

人事院が定める時間及び月数	<ul> <li>1箇月 100 時間未満</li> </ul>	・ 1箇月ごとに区分した各期間に当該	各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇	月、4箇月及び5箇月の期間を加えた	それぞれの期間 1箇月当たり平均80	時間	<ul><li>1年のうち1箇月において45時間超</li></ul>	の月数 6箇月	<ul> <li>1箇月 45時間</li> </ul>	・ 当該期間において命ずる時間 30 時	間×当該期間の月数
人事院が定める期間			(9)の新署から(1)の部署となった日から当	(1) 写面で (1) 写面 (1) でんちょく (1) 禁ロジ 阿子 ロ (1) はん ロ (1) はん	スチ毛のスカンスロおいり返回	期間)			やコ十分 サーベジュ 図 ラコ十分 囲程 企生	<b>台戸髪国の木口の対ロハッの 1 中の木口にならま</b> 開	この規則

- (2) 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として各省各庁の長が指定するものに勤務する職員、次に定める時間及び月数
- ① 1箇月 100 時間未満
- ② 1年 720時間
- ③ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間 1箇月当たりの平均時間が80時間
- ④ 1年のうち1箇月において45時間を超えて超過勤務を命ずる月数 6箇月
- 2 部署の単位について
- 「部署」の単位は、原則として課若しくは室又はこれらに相当するものとすること。 (運用通知第 10 の第 4 項関係)
- 3 他律的業務の比重が高い部署について
- ・ 他律的業務の比重が高い部署の範囲を必要最小限のものとし、当該範囲を定めた場合には、速やかに職員に周知しなければならないこと。当該範囲を変更する場合も同様とすること。(運用通知第10の第11項関係)

他律的業務の比重が高い部署には、国会関係、国際関係、法令協議、予算折衝等に従事するなど、業務の量や時期が各府省の枠を超えて他律的に決まる比重が高い部署が該当し得るが、ある部署が他律的業務の比重が高い部署に該当するか否かについては、当該部署の業務の状況を考慮して、適切に判断する必要があること。(局長通知第1関係)

## エ 上限時間の特例関係

- 1 上限時間の特例
- ・ 特例業務 (大規模災害への対処、重要な政策に関する法律の立案、他国又は国際機関との重要な交渉その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと各省各庁の長が認めるものをいう。)に従事する職員に対し、上限時間を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、上限時間の規定(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)は適用しないこと。人事院が定める期間において、特例業務に従事していた職員に対し、上限時間を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合として人事院が定める場合も、同様とすること。(人規第16条の2の2第2項関係、運用通知第10の第13項関係)

人事院が定める期間	人事院が定める場合
	当該期間において、職員が特例業務に従事し
п 4	ていたことがある場合であって、当該期間に
1 固力	ついて規定する上限時間を超えて超過勤務を
	命ずる必要があるとき。
	当該期間のいずれかにおいて、職員が特例業
1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の	務に従事していたことがある場合であって、
直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び	当該従事していたことがある期間について当
5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間	該期間について規定する上限時間を超えて超
	過勤務を命ずる必要があるとき。
	当該期間において、職員が特例業務に従事し
T T	ていたことがある場合であって、当該期間に
+	ついて規定する上限時間又は月数を超えて超
	過勤務を命ずる必要があるとき。
	当該期間において、職員が特例業務に従事し
特定期間の末日の翌日から1年の末日までの 、	ていたことがある場合であって、当該期間に
期間	ついて規定する上限時間を超えて超過勤務を
	命ずる必要があるとき。

各省各庁の長は、特例業務の範囲を、職員が従事する業務の状況を考慮して必要 最小限のものとしなければならないこと。(運用通知第10の第12項関係) 職員に特例業務により、上限時間又は月数(以下「上限時間等」という。)を超えて超過勤務を命ずることができるか否かについては、当該職員が従事し、又は従事していた特例業務の状況、当該特例業務の規模及び発生時期並びに当該特例業務に当該職員が従事した期間を考慮して、上限時間等に係る期間ごとにそれぞれ判断する必要があること。(局長通知第2(1)関係)

特例業務に従事し、又は従事していた職員に対しても、できる限り上限時間等の 範囲内で超過勤務を命ずる必要があることは当然であり、特例業務により上限時間 等を超えて職員に超過勤務を命ずることができる場合とは、特例業務が発生した時 期や状況によるが、当該職員が従事し、又は従事していた業務の一部に特例業務が

含まれていることでは足りず、あくまでも特例業務の処理が原因となって当該職員 に上限時間等を超えて超過勤務を命じざるを得ないときであること。(局長通知第 2 (2) 関係)

- 2 上限時間を超えて超過勤務を命ずる場合の措置
- 上限時間等を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、あらかじめその旨を職員に通知するものとすること。ただし、特例業務の処理に要する時間をあらかじめ見込み難いため、上限時間等を超えて超過勤務を命ずる必要があるかどうかを判断することが困難であることその他の事由により職員にあらかじめ通知することが困難である場合は、この限りではないこと。この場合においては、事後において速やかに職員に通知するものとすること。(運用通知第10の第14項、第15項関係)
- 各省各庁の長は、上限時間等を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならないこと。(人規第16条の2の2第3項関ム)

要因の整理、分析及び検証においては、上限時間等を超えて超過勤務を命ぜられた職員について、少なくとも①所属部署、②氏名、③特例業務に係る超過勤務を命じた月又は年における超過勤務時間又は月数及び当該月又は年に係る上限時間等、④特例業務の概要、⑤人員配置又は業務分担の見直し等によっても回避できなかった理由を記録しなければならないこと。(運用通知第10の第16項関係)

## 田 超過勤務の縮減関係

各省各庁の長は、業務量の削減又は業務の効率化に取り組むなど、超過勤務の縮減 に向けた適切な対策を講ずるものとすること。(運用通知第10の第18項関係) 適切な対策の例としては、業務の在り方や処理方法の見直し、計画的な業務遂行、管理者が超過勤務縮減に積極的に取り組み、率先して退庁するなどの職場環境の整備や人事配置の見直し等が考えられること。 (局長通知第4関係)

絡日 年2月12 刪 赘 平成 31 #

> 御田 (人事担当課、市町村担当課、区政課扱い) I 赘 赘 # 鍃 账 ₽ (人事担当課扱い) 使 約 定 洄 谷甜 粹

呾 嵡 41 榝 総務省自治行政局公務員部公務員課

(職員の勤務時間、休日及び休暇) の一部改正等に係、 人事院規則 15-14 留意事項について

規則 (人事院規則 15-14-36) 等を送付したところですが、当該改正事項の運用にお ける留意事項等は下記のとおりですので、これらも踏まえ適切に対応いただきますよ 「人事院規則 15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)」の一部を改正する人事院 うお願いいたします。また、人事院にて開催された規則等改正説明会の資料について、 参考までに送付いたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市 おって、各都道府県においては、市区町村等にも御連絡いただくようお願いします。 区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

## 超過勤務命令の上限時間関係

部署の単位について

- ですが、大規模な課室等においては、班単位や係単位などより小さい単位とすることも可能と考えられています。(「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用に 国において、「部署」の単位は、原則として課室又はこれらに相当するもの ついて」(以下「運用通知」という。) 第10の第4項関係)
- 他律的業務の比重が高い部署について
- 国において、「他律的業務の比重が高い部署」には、国会関係、国際関係、法令協議、予算折衝等に従事するなど、業務の量や時期が各府省の枠を超えて他律的に決まる比重が高い部署が該当し得るとされ、その範囲は必要最小限とし、部署の業務の状況を考慮して適切に判断する必要があることとされています。(「超過勤務を命ずるに当たっての留意点について」(以下「局長通知」という。)第1関係)

地方公共団体においては、例えば、地域住民との折衝等に従事するなど、業務の量や時期が任命権者の枠を超えて他律的に決まる比重が高い部署が該当し得ると考えられますが、その範囲は必要最小限とし、部署の業務の状況を考 して適切に判断する必要があります

国において、「他律的業務の比重が高い部署」については、あらかじめ特定しておくことが望ましいと考えられています。部署の範囲を定めた場合の職員への周知の具体的な方法は、例えば、書面又は組織内のイントラネットへの掲 載など、少なくとも職員が自らの上限時間がわかる方法で行うことが必要と考 えられています。(運用通知第 10 の第 11 項関係)

### 上限時間の特例関係 =

1 上限時間の特例について

- 事したことをもって、年360時間又は年720時間の上限を超えてよいとは必ずしもならないと考えられています。(人事院規則15-14第16条の2の2第2項 最小限のものとされており、例えば、年度当初の4月に数時間の特例業務に従 ・ 国において、特例業務の範囲は、職員が従事する業務の状況を考慮して必要 関係、運用通知第10の第12項、第13項関係)
  - 地方公共団体においても、特例業務の範囲は、職員が従事する業務の状況を 考慮して必要最小限のものとする必要があります。
- 上限時間を超えて超過勤務を命ずる場合の措置について 国において、上限時間を超えて職員に超過勤務を命ずる場合の職員への通知 については、書面又は口頭による方法が考えられています。(運用通知第 10 の 第 14 項関係〕
- 国において、職員の健康確保への最大限の配慮とは、医師による面接指導を受けさせること、その職員の業務分担や配置を見直すこと等が考えられていま す。(人事院規則15-14 第16条2の2第3項関係)

## 超過勤務の適正な運用関係

Ħ

- 1 超過勤務時間の適切な把握について
- ・ 国おいて、管理者は超過勤務の運用の適正を図るため、常に職員の超過勤務 及び在庁の状況並びに健康状態の把握に努めることとされています。(局長通 知第5関係)
  - 地方公共団体においても、同様に、常に職員の超過勤務及び在庁の状況並び に健康状態の把握に努める必要があります。
- 長時間の超過勤務を命ぜざるを得ない場合の職員への配慮について S
- 社に害を及ぼすおそれがあることから、極力これを避けるよう努めること、公務の運営の必要上、職員に長時間の超過勤務を一定期間命ぜざるを得ない場合 国において、長時間の超過勤務が継続することは、職員の心身の健康及び福 こついては、人事担当部局等に事前又は直後に報告し超過勤務命令の状況のチ ェックを受ける方策などにより、必要最小限にとどめるよう努めることとされ ています。(局長通知第6関係)

地方公共団体においても、極力、長時間の超過勤務が継続することを避けるよう努めるとともに、公務の運営の必要上、職員に長時間の超過勤務を一定期間命ぜざるを得ない場合についても、必要最小限にとどめるよう努める必要が

連絡先

03-5253-5544 (直通) 佐々木 句 公務員課公務員第四係 電話

総 行 安 第 3 号 平成31年2月1日

> 各都道府県総務部(局)長 (安全衛生担当課扱い) 各都道府県人事委員会事務局長 各 指 定 都 市 総 務 局 長 (安全衛生担当課扱い) 各指定都市人事委員会事務局長

腦

総務省自治行政局公務員部安全 厚生推進室長(公)日省略)

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による 改正後の労働安全衛生法令の解釈等及び人事院規則等の一部改正 を踏まえた対応について 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)等による改正後の労働安全衛生法関係の解釈等(以下「安衛法解釈通知」という。)について、別添1のとおり、平成30年12月28日付基発1228第15号により厚生労働省労働基準局長より各都道府県労働局長あてに通知されたところです。

また、国家公務員については、別添2のとおり、平成31年2月1日付で人事院規則10-4(職員の保険及び安全保持)及び同運用通知等が改正され、各府省等に通知されたところです。

地方公共団体においては、原則地方公務員にも適用される、最低基準を定める改正後の労働安全衛生法を遵守しつつ、地方公務員の勤務条件について国家公務員との均衡を図る観点から人事院規則の一部改正を踏まえ、地方公務員の健康管理に努める必要がありま

つきましては、以下の点に留意しつつ、関係規定や体制の整備等を行っていただきますようお願いします。

딞

し、改正後の労働安全衛生法第66条の8の4(高度プロフェッショナル制度に係る長時間労働者に対する医師による面接指導)を除き、改正後の労働安全衛生法等は、地方公務員にも適用されるものであること。

今回の改正に当たって特に、

- 産業医・産業保健機能の強化(安衛法解釈通知 第1)、
- ② 労働者の申出により行う長時間労働に関する医師の面接指導の対象となる時間 外・休日労働時間の要件を1箇月当たり 100 時間から 80 時間に引き下げる等長時間労働した者に係る医師の面接指導の強化(安衛法解釈通知 第2 間2から問7)
- ③ 上記②のための客観的な方法による労働時間の状況の把握等(安衛法解釈通知第2 間8から間14)

第2 同8が5周14/ について十分留意し対応を行うこと。

- 2. 以下の事項については、改正後の労働安全衛生法等の規定及び解釈とは別に、国家公務員との均衡を踏まえ、対応すること。
- (1) 安衛法解釈通知の第2問1の<医師による面接指導の対象となる労働者の要件>のうち、「時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた時間」について、法定労働時間(1週間当たり40時間)を超えた時間を基準としているのは、人事院規則10---4及び同運用通知等で定める、超過勤務時間(所定労働時間(例:1週間当たり38時間45分)を超えて勤務を命じた時間)を基準とすること。
- (「人事院規則10-4 (職員の保健及び安全保持)の運用について」第9条関係4(2))
- (2) 上記2(1)の超過勤務時間が100時間以上又は2~6ヶ月平均で80時間を超えて超過勤務を行った職員(管理職を含む。)には、本人からの申し出の有無にかかわらず、医師による面接指導の対象とすること。
- (「人事院規則10-4 (職員の保健及び安全保持)の運用について」第22条の2関係1)

安全厚生推進室安全厚生係 担 当:石井係長、<u>渡邉事務官</u>

連絡先:03-5253-5560 (直通)

事務準

 事
 %

各都道府県総務部(局) (安全衛生担当課扱い) 各都道府県人事委員会事務局 各指 定 都 市 総 務 局 (安全衛生担当課扱い) 各指定都市人事委員会事務局

一

総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による 致正後の労働安全衛生法令の解釈等及び人事院規則等の一部改正 を踏まえた対応に係る留意事項について 標記につきまして、平成31年2月1日付で「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法令の解釈等及び人事院規則等の一部改正を踏まえた対応について」(総行安第3号)を送付したところですが、この度、当該改正事項に係る留意事項を以下のとおりお知らせしますので、適切に対応いただきますようお願いしま

また、これに関連して、平成31年2月12日付で総務省自治行政局公務員部公務員課より発出された「人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部改正等に係る留意事項について」(事務連絡)及び人事院において開催された規則等改正説明会の資料を参考までに送付します。

밅

## I 医師による面接指導関係

1 超過勤務時間の適切な把握について

管理監督者を含めて職員の超過勤務及び在庁の状況並びに健康状態の把握に努める必要があること。その際、超過勤務手当の支給対象職員においては、超過勤務時間の適正な把握を前提に、超過勤務手当の超過勤務時間をもって把握したものとすることができること。また、管理監督者においても、下記2の趣旨に沿って、正規の勤務時間外の勤務時間かの状況を把握する必要があること。

## 2 対象となる超過勤務について

国家公務員において対象となる超過勤務については、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第 13 条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務とされており、超勤務命令の上限時間と同様の考えであること。

また、この超過勤務時間については、正規の勤務時間を超えて勤務する時間(週休日の勤務を含む。)が対象となるが、これには、祝日及び年末年始の休日等における正規の勤務時間中の勤務は含まれないこと(ただし、例えば、祝日に正規の勤務時間を超えて勤務する場合には、当該超えた部分について超過勤務の対象となる)。

3 超過勤務時間が1ヶ月100時間以上の職員又は2~6ヶ月平均で80時間を超える職員の医師の面接指導の取扱いについて

国家公務員においては、超過勤務時間が1ヶ月100時間以上の職員又は2~6ヶ月 平均で80時間を超える職員に対しては、本人からの申し出がなくても、医師による面接指導の対象となること。 また、超過勤務時間が2~6ヶ月平均で80時間を超える職員については、1ヶ月以内に面接指導を受ける必要がないと認めた場合には実施しないことが可能である一方、超過勤務時間が1ヶ月100時間以上の職員については実施しなければならないこととされていること。

なお、管理監督者においても、正規の勤務時間外の勤務時間の状況により、管理監督者以外の職員の取扱いと同様に対応する必要があること。

# 1 長時間の超過勤務を命ぜざるを得ない場合の職員の健康への配慮について

平成31年2月1日付「超過勤務を命ずるに当たっての留意点について(通知)」(職職 -25)の人事院事務総局職員福祉局長通知における「6 長時間の超過勤務を命ぜざるを得ない場合の職員の健康への配慮」の取扱いを踏まえ、適切に対応する必要があること。

安全厚生推進室安全厚生係 担 当:石井係長、<u>渡邉事務官</u> 連絡先:03-5253-5560(直通) 4. 女性活躍、ハラスメント対策

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等 部を改正する法律案の概要

### 以正の顔別

女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずる。

### 改正の概要

# 女性活躍の推進

- **6** 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大 一般事業主行動計画の策定義務の対象を、常用労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大す
- )女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化及びその履行確保 情報公表義務の対象を101人以上の事業主に拡大する。また、301人以上の事業主については、現在1項目以上の公表 を求めている情報公表項目を「①職業生活に関する機会の提供に関する実績」、「②職業生活と家庭生活との両立に 資する雇用環境の整備に関する実績」に関する項目に区分し、各区分から1項目以上公表することとする。 あわせて、情報公表に関する勧告に従わなかった場合に企業名公表ができることとする。  $\widehat{\Omega}$ 
  - 女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度(プラチナえるぼし(仮称))の創設 ハラスメント対策の強化
- (ハウスメント対紙) 国の施策に「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決の促進」 明記【労働施策総合推進法】

₩

6

- 新設 ₩ (相談体制の整備等) パワーハラスメント防止対策の法制化【労働施策総合推進法】 ① 事業主に対して、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務(相談体制の整 あわせて、措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備 ② パワーハラスメントに関する労使紛争について、都道府県労働局長による紛争解決援助、 調停の対象とするとともに、措置義務等について履行確保のための規定を整備
- かによ 紛争調整委員
- $\Theta$  $\widehat{\mathfrak{O}}$
- セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化【男女雇用機会均等法、育児・介護体業法、労働施策総合推進法】 ) セクシュアルハラスメント等に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務の明確化 ) 労働者が事業主にセクシュアルハラスメント等の相談をしたこと等を理由とする事業主による不利益取扱いを禁止 ※ パワーハラスメント及びいわゆるマタニティハラスメントについても同様の規定を整備

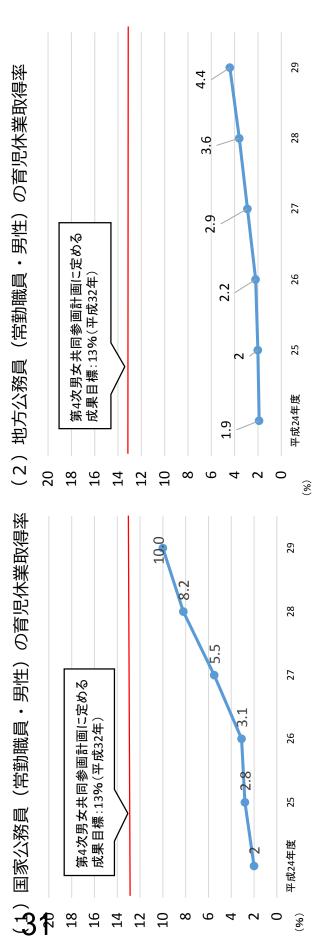
### 衙作整田

公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、1 (1)(2)の対象拡大は3年、2 (1)は公布日。また、 2(2)①について、中小事業主は公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは努力義務)

# 男性の育児参加の促進について①

# 育児等のための休暇等を取得することの意義 ■男性が5日以上等の一定期間、

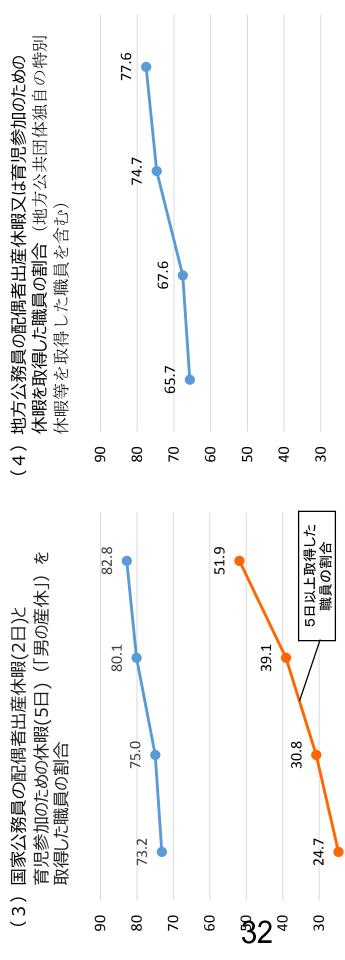
- 共働き世帯が増加する中で、女性が職場において活躍するためには、男性の育児参加の促進が喫緊かつ 重要な課題
  - 育児のための休暇等(配偶者出産休暇など)を取得することは、 男性が 5 日以上等のまとまった期間、育児のための休暇等(配偶者出産休暇なと本人にとって、今後も長く続く子育てに能動的に関わる契機となるだけでなく、
    - 本人にとって、
- 事業主にとっても、
- 働き方改革、性別による固定的役割分担意識の打破
- 子育て等に理解のある職場風土の形成や、妊娠・出産を控える職員への理解が広がり、ひいては、 マタニティハラスメント等の減少にも資する。



[1月以下」が68% (H29年度) ※取得期間は、

※取得期間は「6月以下」が77.4%(H28年度)

# 男性の育児参加の促進について②



29

28

27

平成26年度

%

29

28

27

平成26年度

%

20

20

を基 総務省)を基に作成。年度中に新たに育児休業が取得可能となった 内閣人事局) 「当該年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数(a)」に対する「新規取得者数(b)」の割合(b/a) (平成30年11月2日 (1) 及び (3) のグラフは「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」 職員数に対する、同年度中に配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇のうち、どちらかもしくは両方の休暇を取得した者の割合。 (平成24~29年度 2)及び(4)のグラフは「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」 こ作成。「職員の割合」は、 川1

<sup>(4)</sup> のグラフの平成26年度及び平成27年度の数値については、東京都において把握できなかったため、東京都は含まれていない。 地方公務員の配偶者出産休暇の取得可能日数は、地方公共団体によって異なる。 ω 4

### 5. 障害者雇用の促進

## 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

### 改正の趣旨

障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずる。

### 改正の概要

### 1. 障害者の活躍の場の拡大に関する措置

- (1) 国及び地方公共団体に対する措置
  - ① 国及び地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならないこととする。
  - ② 厚生労働大臣は、障害者雇用対策基本方針に基づき、<u>障害者活躍推進計画作成指針</u>を定めるものとし、国及び地方公共団体は、同指針に即し て、<u>障害者活躍推進計画</u>を作成し、公表しなければならないこととする。
  - ③ 国及び地方公共団体は、<u>障害者雇用推進者</u>(障害者雇用の促進等の業務を担当する者)及び<u>障害者職業生活相談員</u>(各障害者の職業生活に 関する相談及び指導を行う者)を選任しなければならないこととする。
  - ④ 国及び地方公共団体は、厚生労働大臣に通報した障害者の任免状況を公表しなければならないこととする。
  - ⑤ 国及び地方公共団体は、障害者である職員を免職する場合には、公共職業安定所長に届け出なければならないこととする。
- (2) 民間の事業主に対する措置
- ① 短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会を確保するため、短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者(特定短時間 労働者)を雇用する事業主に対して、障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金を支給する仕組みを創設する。
- ② 障害者の雇用の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合する中小事業主(常用労働者300人以下) <u>を認定</u>することとする。

### 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置

- (1) 厚生労働大臣又は公共職業安定所長による国及び地方公共団体に対する報告徴収の規定を設ける。
- (2) 国及び地方公共団体並びに民間の事業主は、障害者雇用率の算定対象となる障害者の確認に関する<u>書類を保存</u>しなければならないこととする。
- (3) 障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化するとともに、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地 方公共団体に対して、確認の適正な実施に関し、勧告をすることができることとする。

### 施行期日

平成32年4月1日(ただし、1.(1)①及び2.(1)については公布の日、1.(1)③④⑤並びに2.(2)及び(3)については公布の日から起算して3 月を超えない範囲内において政令で定める日)

## 障害者雇用をめぐる現状・課題と対応(改正法案の概要)

《施策の基本理念》 社会連帯の理念に基づく事業主の共同の責務として、障害者雇用を促進

## 国·地方公共団体

障害者の任免状況について、再点検結果を公表 (H30.8)

多くの機関において、対象障害者の不適切な計上があり、 法定雇用率を達成していない状態であることが明らかになった。

「再点検前 ⇒ 再点検後〕

(H29.6.1時点)	実雇用率	不足数
国	$2.50\% \Rightarrow 1.17\%$	2.0人 ⇒ 3,814.5人
地方公共団体	$2.40\% \Rightarrow 2.16\%$	677.0人 ⇒ 4,734.0人

※法定雇用率 2.3% (H30.4~ 2.5%) (ただし、都道府県等の教育委員会は 2.2% (H30.4~ 2.4%) )

関係閣僚会議で「基本方針」を決定し、取組を開始 (H30.10)

- ①チェック機能の強化
- ②法定雇用率の速やかな達成に向けた計画的な取組
- ③国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大
- ④公務員の任用面での対応等
- ※ 同方針において、引き続き、法的整備を視野に入れた検討を行う旨を表明

## 企業努力の積み重ねにより、障害者雇用は着実に進展

民間

▶ 雇用者数は、14年連続で過去最高を更新 (H19: 30.3万人 ⇒ H29: 49.6万人)

▶ ハローワークにおける障害者の年間就職件数は、9年連続で増加

(H19: 45,565件 ⇒ H29: 97,814件)

### 精神障害者や中小事業主における障害者雇用に課題

- ▶ 精神障害者の年間就職件数は増加しているが、雇用者数がまだ少ない ハローワークにおける精神障害者の就職 4万5千件(障害者全体の半分) ⇔雇用者数(精神障害者) 5万人(障害者全体の1割) ※H29
- ▶ 精神障害者は、短時間労働者の割合が多い(3割) ⇔身体障害者 1割、知的障害者 2割 %H29
- ▶ 中小企業における障害者雇用が進んでいない 実雇用率·全体 1.97%

⇔100人以上300人未満 1.81%、50人以上100人未満 1.60% ※H29

## 対象障害者の不適切計上の 再発防止

## 精神障害者や重度障害者を 含めた、

障害者雇用の計画的な推進

### 短時間であれば就労可能な 障害者等の雇用機会の確保

### 中小企業における 障害者雇用の促進

## 報告徴収の規定の新設

- 書類保存の<u>義務化</u>
- 対象障害者の確認方法の 明確化
  - ⇒ 適正実施勧告の規定の新設
- 国等が率先して障害者を 雇用する責務の<u>明確化</u>
- 「障害者活躍推進計画」の 作成・公表の<u>義務化</u>
- 障害者雇用推進者・ 障害者職業生活相談員の 選任の<u>義務化</u>

週20時間未満の障害者を 雇用する事業主に対する 特例給付金の新設

中小事業主(300人以下) の認定制度の新設

2

## 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく 対策の更なる充実・強化について

平 成 31年3月9日 公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議 国及び地方公共団体(以下「公務部門」という。)においては、多くの機関において障害者雇用率制度の対象障害者の不適切な計上があり、法定雇用率を達成していない状況であったことが昨年明らかとなった。

このような事態は民間の事業主に対し率先して障害者を雇用すべき立場にある公務部門においてあってはならないことであり、今回の事態を深く反省して、再発防止はもとより、法定雇用率の達成に向けた計画的な取組、公務部門における障害者の活躍の場の拡大に向けて取り組まなければならない。

このため、平成30年10月23日に「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」を決定し、現在、政府一体となってこの基本方針に基づいて取組を進めている。

このような中で、公務部門における障害者雇用の取組が、名実ともに民間の事業主に率先するものといえるようにするためには、基本方針に基づく取組の更なる充実強化を図るとともに、公務部門で働く障害者が職業生活において活躍できるようにするための職場環境の整備等の取組を一層推進していくことが必要である。

このことから、国は、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」(以下「改正法案」という。)を今国会へ提出することと併せて、公務部門において障害者雇用を推進するために必要となる事項として、以下について取り組むこととする。

また、地方公共団体については、その実情に応じ、以下の取組を参考にしながら必要な措置を講ずるよう、厚生労働省及び総務省より要請する。

# 1. 障害者の採用・定着支援等について

(1) 各府省等は、障害者の採用に当たっては、個々の障害者の特性と希望を十分把握し、それを踏まえて採用段階及び採用後において具体的にどのような合理的な配慮を行うことができるかを検討することが重要であることを認識し、採用を行う。

そのためにも、各府省等において国家公務員における合理的配慮に係る 指針について、関係職員の理解を深めるための取組を積極的に行う。

- (2) 個々の応募者の能力と適性の把握に当たっては、現在雇用されているかどうかに関わらず、的確に把握するとともに、人事院の統一選考試験に限ることなく、それぞれの障害特性も考慮した各府省等の個別選考や非常勤職員の採用を行う中で、知的障害者・精神障害者・重度障害者についても積極的な採用に努める。
- (3) 非常勤職員として勤務した後、選考を経て常勤職員となることを可能とするステップアップの枠組みや、本人の希望に応じ常勤職員としての採用前に非常勤職員として勤務できるプレ雇用について、各府省等において積極的に活用するとともに、職場実習の機会を確保する等、きめ細かいマッチングを行い、障害特性に応じた採用を丁寧に進める。
- (4) 各府省等は、速やかに法定雇用率を満たすことを目指すだけでなく、障害者がその能力を発揮して活躍でき、その特性や状況に応じて、長期かつ安定的に勤務できるようにすることが重要であることを認識し、そのための支援体制や職場環境の整備に積極的に取り組む。その際、早出遅出勤務やフレックスタイム制などを活用した勤務時間の弾力的な設定や、テレワーク勤務の活用ができる環境整備などを進める。
- (5) 障害者の職場定着を支援するため、就労支援機関との連携を推進するとともに、改正法案において選任が義務付けられる障害者職業生活相談員を適切に配置すること等により相談体制を整備する。
- (6) 各府省等による障害者の採用が、民間企業における障害者雇用を妨げることがないよう配慮し、労働政策審議会等も活用しながら、実態の把握に努める。
- (7) 障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組を推進する観点から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達について、一層の推進を図る。

# 2. 対象障害者の不適切計上に対する是正のための勧告について

改正法案において対象障害者の確認方法の明確化とその適正な実施に関する勧告などの規定を整備することとしていることを踏まえ、今般の事案のような不適切計上の防止に万全を期すべく、その適切な運用に努める。

- 3. 各府省等の障害者雇用に係る責任体制の明確化について
- (1) 改正法案において公務部門に設置が義務付けられる障害者雇用推進者には、各府省等の官房長等を選任することとし、障害者活躍推進計画作成指針にその旨を明記する。
- (2) その上で、各府省等に対し、人事評価の一環として、障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員等の障害者の雇用促進を担当する職員の人事評価に当たっては、その業務内容に応じて、障害者採用計画及び障害者活躍推進計画の実施、障害者からの相談への対応等の取組が適切に考慮されるものであることを周知する。
- 4. 各府省等の法定雇用率未達成の場合の予算面での対応について
- (1) 各府省等は、法定雇用率の達成を前提に障害者雇用の促進のために措置された予算について、当該目的以外に使用することは厳に控えることとする。更に、法定雇用率が未達成の場合には、その未達相当額を適切に活用することにより、各年度の予算編成において、必要な障害者雇用の促進策の充実を図ることとする。
- (2) 民間において法定雇用率が未達成の場合に納付金を納める障害者雇用納付金制度が設けられていることや、法令の執行機関たる国の行政機関においては、長年にわたり継続していた法定雇用率が達成されない状態を是正する重い責任があることも踏まえ、障害者採用計画が未達成の場合には、その状況に応じて、各府省等の翌年度の庁費の算定上減額する仕組みを導入することにより、各府省等の障害者採用計画の達成を促すこととする。具体的には、民間における障害者雇用納付金制度(不足する障害者数1人に入たつき年60万円)を踏まえ、法定雇用者数に不足する障害者数1人につき60万円を2。翌年度の庁費の算定上減額する。
- (3) なお、4. (1) 及び(2)の対応に当たり、法定雇用率の未達成の状況については、現在の採用計画期間(平成31年末まで)経過後、各府省等から厚生労働省へ通報する毎年6月1日現在の雇用状況に基づき判断する。

なお、上記4. については、国の行政機関は、率先して障害者の雇用を進める立場にありながら、法定雇用率が達成されない状態が長年にわたって継続していたこと等を踏まえ、特段の措置として講じるものであることから、改正法案の見直しの検討に併せ、その施行後3年を目途に、その実施状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があるときは、その結果に基づき所要の見直しを行うものとする。

また、上記の取組について、国会、裁判所、会計検査院及び人事院にも同様 の取組を行うよう要請する。

Α

6. 定年引上げ

# 「定年の段階的な引上げのための意見の申出」 (平成30年8月10日 人事院) の概要 [総務省公務員部作成

公務員の定年の段階的引上げに関し、①**定年の見直し、②役職定年制の導入、③60歳以上の職員の給与、④定年前の再任用短時間勤務制の導入**等の措置を講じる。

## ① 定年の見直し

一定の準備期間を確保しつつ、定年を段階的に60歳から65歳に引上げ

0

)ただし、職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより、定年を65歳とすることが適当でない官職の定年は70歳を上限として別途定める。

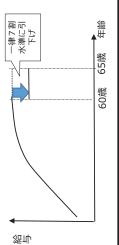
## ② 役職定年制の導入

○ 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、<u>当分の間、役職定年</u> <u>制を導入</u>

管理監督職員	原則60歳に達した日以後最初の4月1日までの間に、 役職定年対象官職以外の官職へ任用換(降任等)を行う	職務の特殊性や欠員補充の困難性等の事情から公務の運営に支障が生じる場合、下記の例外措置を定めることが可能(1)60歳超の役職定年年齢を設定(2)役職定年時期を延期(最長3年間)
畿	<b>₹</b> ⁄¤	女
汝	$\mathbb{E}$	例

# ③ 60歳以上の職員の給与

- 民間の実情等を踏まえ、<u>当分の間、60歳以上の職員の年間給与を</u> 60歳前の7割水準に設定
- ※ 役職定年により任用換された職員の 年間給与は任用換前の5割~6割程 度の場合も



# ④ 定年前の再任用短時間勤務制の導入

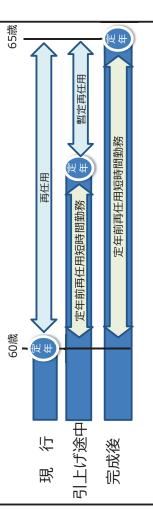
○ 60歳以上の職員の希望に基づく短時間勤務を可能とし、多様な働き方

ん末児

好 祭	6 0 歳以上の職員
内容	一度退職した上で短時間勤務の職に任用
勤務形態	週15時間30分~週31時間 (現行の再任用短時間職員と同様)

※ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年後65歳までの間に現行の再任用制度を暫定的に 存置(65歳定年の完成で廃止)

## 人メーツ



## その街

- $\bigcirc$  1~4の制度については、定年の段階的な引上げ期間中においても必要な見直しを検討
- 定年の引上げ期間中も真に必要な新規採用を計画的に継続できるよう措置
- 職員の自主的な選択としての退職を支援するため、退職手当上の措置や高 齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討
- 能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう、人事評価に基づく昇進管理の厳格化を検討するとともに、勤務実績不良の職員の厳正な分限処分などの必要な見直しを行う

 地方公務員の給与及び人事評価 制度の活用

## 平成30年地方公務員給与実態調査結果等のポイント

## ラスパイレス指数(全団体加重平均)

〇 平成30年4月1日現在

99. 2

前年

99. 2

±Ο

※ラスパイレス指数:全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、 学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

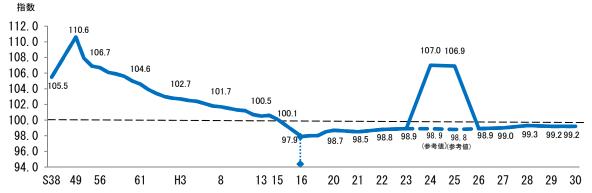
## (1) 団体区分別平均

	* *					
区	分	S49.4.1	H29.4.1	1120 4 1	増	減
	״מ	549.4.1	П29.4.1	H30.4.1	S49→H30	H29→H30
	方公共 平 均	110.6	99.2	99.2	△ 11.4	0.0
都道	府県	111.3	100.2	100.1	Δ 11.2	△ 0.1
指 定	都市	116.1	99.9	100.3	△ 15.8	0.4
ī	中	113.8	99.1	99.1	△ 14.7	0.0
町	村	99.2	96.4	96.4	△ 2.8	0.0
特	別区	_	99.6	100.1	_	0.5

## (2) 団体区分別最高值・最低值

EZ.	$\wedge$	H30.4.1							
区	分		最高値	最低值					
都 道	府 県	102.5	神奈川県	95.3	鳥取県				
指 定	都市	103.0	静岡市	96.9	大阪市				
市区	町村	103.6	静岡県熱海市 静岡県三島市	79.6	大分県姫島村				

## (3) ラスパイレス指数の推移



※参考値:給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与削減措置がないとした場合の値。

## (4) その他

・地域手当補正後ラスパイレス指数

・ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値

全地方公共団体平均 99.1 (ラスパイレス指数との差 △0.1) 全地方公共団体平均 98.7

(ラスパイレス指数との差 △0.5)

40

# 「人事評価の活用に関する研究会」平成30年度報告書(概要)

## 平成31年2月

- ○人事評価の給与等への活用をテーマとして、活用の現状と課題について調査・研究を実施。
- ○地方公共団体が人事評価の導入・評価結果の活用後において効果・課題等を把握し、制度の改善等に っなげている事例についても、あわせて調査し、報告書としてとりまとめ。

## 人事評価の給与等への活用の現状

## 1 人事評価の活用の必要性

- ○地方公共団体において、人事評価結果の任用、給与等への活用が義務付けられていることは、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 34 号)の趣旨・規定から明らかである。
- ○人事評価を実施したものの、その評価結果を給与に活用せずに、勤勉手当・昇給の一律支給を行うこと等は違法と判断される可能性が相当程度あると考えられる。

## 2 人事評価の給与等への活用の現状

- ○平成30年4月1日時点で、都道府県、指定都市のほぼ全ての団体において、人事評価結果を昇給、 勤勉手当に活用している一方で、市区町村においては、約5割の活用にとどまっている。
- ○総務省では、従来から人事評価結果を適切に活用するよう地方公共団体に対し助言してきているが、 上記の状況を踏まえ、通知を出し、未活用団体については、早急にその活用に向けた取組を進めてい くことを求めている。

# ▲ 工 人事評価の効果・課題の検証、制度の見直し等の取組事例

## 活用効果の分析・検証

- ○人事評価の活用による職員の意識・執務意欲に与える影響とその変化等を把握することは、人事評価を有効に活用していく上で重要な取組と言える。
- ○業績評価において職員が設定する目標の難易度とその達成度を組織全体で分析することで、組織目標がどの程度達成されているのか、業績評価が組織のマネジメントツールとして機能しているのか等にっいて検証することが可能である。
- ○これらの分析・検証を毎年度、定期的に実施し経年比較することは、人事評価制度の職員への定着度 合いや人事評価の活用効果等の把握・検証にあたって、極めて有効であると考えられる。

## 2 評価の偏りの是正・評価者訓練の充実

- ○人事評価結果の活用にあたり、「評価のバラツキ、偏りの是正」等を課題に挙げている地方公共団体においては、まず、能力評価、業績評価のそれぞれについて、所属・部局別、職種別、階層別等で上位から下位の評価結果の分布状況を分析し、評価のバラツキ・偏りの現状とその要因を把握する必要がある。
- ○分析結果については、評価者訓練での活用や、部局横断の調整会議等を実施することで、評価の偏り 等が是正されることが考えられる。

## 3 人事評価制度の見直し・運用の改善等

- ○人事評価の結果を活用しながら制度の改善に取り組んでいる地方公共団体においては、職員アンケートの実施や職員からの改善提案・意見の募集等により職員の意見・要望の把握に努めている。
- 〇把握した職員の意見や職員ニーズを踏まえ、評価要素・評価項目の見直しや制度の運用方法・評価プ ロセスの見直し等に随時取り組むことにより、職員の人事評価制度に対する理解・納得度が高まり、

より効果的な人材育成につながるものと期待される。

## 4 職員の理解促進

- ○人事評価制度に対する職員アンケート等の結果をとりまとめ職員にフィードバックすることにより、 制度への職員の理解が深まるとともに、信頼性と納得度も高まるものと考えられる。
- ○職員アンケートの結果や制度に対する職員の提案・意見、疑問等については、人事評価のマニュアルやQ&A集に反映するとともに、評価者・被評価者研修において活用することも職員の制度への理解促進や信頼感の職成のために重要な取組であると言える。

# 5 検討委員会による人事評価に関する制度の課題の検証等

○人事評価制度の課題・効果の検証や制度の見直し・改善にあたっては、人事担当課だけではなく、広く制度に関わる職員等で構成する検討委員会等を設置し、検証結果や見直し方策等の検討を行うことも有効であると考えられる。

## 如 先進事例紹介

## [治田冊]

## 1 職員からの「改善提案・意見」の収集

- ○評価シートに「人事評価制度への改善提案・意見」欄を設定し、職員から意見を収集しやすくしてい -
- ○庁内研究会を継続実施し、上期・下期に寄せられた改善提案・意見の内容を分析・検討し、次年度の改善案を策定している。

## 2 組織目標の達成度の確認

- ○職種・階層ごとに「目標レベルと達成率」表を作成し、組織目標の達成度を確認している。
- ○職種・階層ごとに「能力評価の評価項目点数割合表」を作成し、減点の多い項目については、翌年の職員研修に反映している。

## 3 Q&A集への反映・ヒアリングの実施

- ○課題等の把握後は、庁内研究会で把握した内容や評価シートに寄せられた疑問をQ&A集に反映し、 庁内ネットワークで発信している。
- ○各部の課長会の際、人事課職員が出前講座を実施し、併せて人事評価に関する悩み等のヒアリングを行っている。

## 「大津市

# 1 人事・給与構造改革における職員意識調査(平成26年度)

- ○平成26年度に職員ニーズに合った人事・給与構造改革を実現するための職員意識調査を実施。
- ○調査結果を受け、①頑張りを認める納得感ある評価②貢献意欲につながる目標設定③時間外勤務の削減等について、平成29年度から始めた働き方改革ワーキンググループにおける議論につなげている。

# 2 働き方改革ワーキンググループによる議論(平成29年度)

- ○平成 29 年度に、「職員自らが考え、納得して実行できる取組み」について、働き方ワーキンググル ープによる議論を実施。
- ○人事評価制度について、①頑張りが報われる評価制度の構築(処遇反映の拡大)②ワークライフバランスを意識した評価(生産性の評価・時間外の削減)、③評価の基準(目線)を揃えるといった課題について検証し、能力評価の評価要素の見直し(職員の生産性、働き方改革への対応)を実施。現在は処遇反映の拡大について検討している。

## 3 庁内アンケートの実施

- ○適宜、全職員アンケートを実施し、部局による評価のバラッキ、評価者への負担等、人事評価制度の 課題や様々な意見を把握し、改善につなげている。
  - ○アンケート結果は、庁内イントラネットに掲示する等、フィードバックしており、人事評価制度の見直しにもつなげている。

## IV 活用促進に向けた取組

# 1 都道府県市町村担当課に期待される役割

- ○都道府県市町村担当課は、人事評価の活用に遅れが生じている市町村の運用・活用状況を確認し、早急に活用が図られるよう助言を行う必要があり、市町村における活用促進に向けて、その果たす役割は極めて大きい。
- ○市町村における人事評価結果の活用が進んでいる都道府県市町村担当課においては、市町村に対する ヒアリング等を通じ、活用に向けた取組状況・課題等を把握し、機会を捉えて随時助言を行う等、丁 寧で細やかな対応を行っている。
- ○評価結果が未活用の市町村が多い都道府県の市町村担当課にあっては、こうした取組を参考に早急な活用促進に向けてより一層の取組が求められる。

# 2 人材育成等専門家派遣事業(人事評価)の更なる活用

- ○平成30年度の人材育成等専門家派遣事業では、人事評価の活用をより一層促進させるため、新たに地方公共団体間におけるグループワークを実施し、地方公共団体相互で活用にあたっての課題の認識とその解決策の検討を行った。
- ○人事評価結果を給与等にすでに活用している団体間において、グループディスカッションを実施することは、全国の最新の取組状況を知る機会となり、また各団体の取組状況についての情報交換の場として有効であると言える。
- ○一方、未活用団体については、先行して活用に取り組んでいる同規模団体の課題解決に向けた具体的 実例を学ぶ機会とする等、活用促進のために効果的な事業となるよう更なる工夫が求められる。

## 3 評価結果の活用状況の公表促進

○総務省は、評価結果の活用状況を明確化するための統一様式の改正を実施。改正された統一様式により、評価結果を活用している地方公共団体はその活用状況・実績を、未活用団体においては、その事実と活用に向けた検討状況等を明確に公表し、各地方公共団体において住民に対する説明責任を果たしていくことが必要である。

※事務局(総務省自治行政局公務員部給与能率推進室)作成

# 人事評価の給与への活用状況等調査結果 (H30.4.1現在)

## (1) 都道府県

(回体数)

				1			
勤勉手当への活用	一般職員	41	9	46 (97.9%)	1	0	47
勤勉手当	管理職員	46	1	47 (100.0%)	0	0	47
昇給への活用	一般職員	44	0	44 (93.6%)   47 (100.0%)   46 (97.9%)	2	1	47
早給~	管理職員	46	0	46 (97.9%)	0	1	47
田田	百万年初	活 用 済	H30 年度中	44 小	2019年度 (H31年度) 中	未定(2020年度以降含む)	#=
		迁	Ε Ε	焢	*	活用	

## (2) 指定都市

(団体数)

	への活用	一般職員	17	1	18 (90.0%)	1	1	20
	勤勉手当への活用	管理職員	20	0	20 (100.0%) 20 (100.0%) 20 (100.0%) 18 (90.0%)	0	0	20
	昇給への活用	一般職員	19	1	20 (100.0%)	0	0	20
	本総字	管理職員	20	0	20 (100.0%)	0	0	20
•	罪 出 出	(b/h/k/3)	活用 済	H30年度中	44 小	2019年度 (H31年度) 中	未定 (2020年度以降含む)	合計
			)	冶用水	Ħ	*	田田	

## (3) 市区町村

(団体数)

(10 All 11 Phy)         管理職員         一般職員         管理職員         一般職員         730		¥ 出	本場は	昇給への活用	勤勉手当	勤勉手当への活用
活用済       H30年度中       小計       2019年度(H31年度)中       未定(2020年度以降含む)合計		白石石場	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員
H30 年度中       小 計       2019 年度 (H31年度) 中       未定 (2020年度以降含む)       合 計		Щ	731	701	813	730
小 計 2019 年度 (H31 年度) 中 未定 (2020 年度以降含む) 合 計	1mm .tv	H30 年度中	133	132	185	184
2019 年度 (H31年度) 中     221     225     248       未定 (2020 年度以降含む)     636     663     475       合計     1,721     1,721     1,721	-		864 (50.2%)	833 (48.4%)	(%0'82) 866	914 (53.1%)
未定 (2020 年度以降含む)     636     663     475       合計     1,721     1,721     1,721	112 1	2019年度 (H31年度) 中	221	225	248	250
計 1,721 1,721 1,721	la me	未定 (2020年度以降含む)	989	699	475	557
			1,721	1,721	1,721	1,721

出典:総務省「人事評価の給与への活用状況等調査(H30.4.1 現在)」

## 〇人事評価結果の活用状況(平成30年度調査) (平成30年4月1日現在) <都道府県>

Ī					昇	給							勤勉	手当			
	団体名		評価結果を反映す 管理職員		の <b>設定</b> -般職員	65	評価結果の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		<b>用</b> -般職員		果を反映する勤策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		遺区分の <b>設定</b> -般職員	0	評価結果の勤労 ・		活用 -般職員
				設定状況		活用状況		活用状況			設定予定時期	設定状況		活用状況	活用予定時期	活用状況	
1	北海道	0		0		0		0		0		0		0		0	
2	青森県	0		0		0		0		0		0		0		0	
3	岩手県	0		0		0		0		0		0		0		0	
4	宮城県	0		0		0		0		0		0		0		0	
5	秋田県	0		0		0		0		0		0		0		0	
6	山形県	0		0		0		0		0		0		0		0	
7	福島県	0		0		0		0		0		0		0		0	
8	茨城県	0		0		0		0		0		0		0		0	
9	栃木県	0		0		0		0		0		0		0		0	
10	群馬県	0		0		0		0		0		0		0		0	
11	埼玉県	0		0		0		0		0		0		0		0	
12	千葉県	0		0		0		0		0		0		0		0	30年度
13	東京都	0		0		0		0		0		0		0		0	
H	神奈川県	0		0		0		0		0		0		0		0	
H	新潟県	0		0		0		0		0		0		0		0	
H	富山県	0		0		0		0		0		0		0		0	
H	石川県	0		0		0		0		0		0		0		0	
H	福井県	0		0		0		0		0		0		0		0	
H	山梨県	0		0		0		0		0		0		0		0	
	長野県	0		0		0		0		0		0		0		0	
21	岐阜県	0		0		0		0		0		0		0		0	
	静岡県 愛知県	0		0		0		0		0		0		0		0	
H	三重県	0		0		0		0		0		0		0		0	
H	滋賀県	0		0		0		0		0		0		0		0	
	京都府	0		0		0		0		0		0		0		0	
H	大阪府	0		0		0		0		0		0		0		0	
ŀ	兵庫県	0		0		0		0		0		0		0		0	
29	奈良県	0		0		0		0		0		0		0		0	
30 5	和歌山県	0		0		0		0		0		0		0		0	
31	鳥取県	0		0		0		0		0		0		0		0	
32	島根県	0		0		×	未定	×	未定	0		0		0	30年度	0	30年度
33	岡山県	0		0		0		0		0		0		0		0	
34	広島県	0		0		0		0		0		0		0		0	
35	山口県	0		0		0		0		0		0		0		0	
36	徳島県	0		0		0		0		0		0		0		0	
37	香川県	0		0		0		0		0		0		0		0	
38	愛媛県	0		0		0		0		0		0		0		0	
39	高知県	0		0		0		0		0		0		0		0	
40	福岡県	0		0		0		0		0		0		0		0	30年度
41	佐賀県	0		0		0		×	2019年度 (31年度)	0		0	30年度	0		0	30年度
H	長崎県	0		0	30年度	0		×	2019年度 (31年度)	0		0	30年度	0		×	2019年度 (31年度)
H	熊本県	0		0		0		0		0		0		0		0	
H	大分県	0		0		0		0		0		0		0		0	
ŀ	宮崎県	0		0		0		0		0		0		0		0	30年度
ŀ	鹿児島県			0		0		0		0		0		0		0	
47	沖縄県	0		0		0		0		0		0		0		0	

## 〇人事評価結果の活用状況(平成30年度調査) (平成30年4月1日現在) <指定都市>

I					昇	給				勤勉手当							
	団体名	評	評価結果を反映する昇給区分の設定		評価結果の昇給への <b>活用</b>			評価結:	果を反映する勤勉	カチ当の成績	續区分の <b>設定</b>	評価結果の勤勉手当への		<b>舌用</b>			
	LI PP LI	管理職員 一般職員		管	管理職員 一般職員		管理職員		一般職員		管理職員		一般職員				
L		設定状況	設定予定時期	設定状況	設定予定時期	活用状況	活用予定時期	活用状況	活用予定時期	設定状況	設定予定時期	設定状況	設定予定時期	活用状況	活用予定時期	活用状況	活用予定時期
1	札幌市	0		0		0		0		0		0		0		0	
2	仙台市	0		0		0		0	30年度	0		0	30年度	0		×	2019年度 (31年度)
3	さいたま市	0		0		0		0		0		0		0		0	
4	千葉市	0		0		0		0		0		0		0		0	
5	横浜市	0		0		0		0		0		0		0		0	
6	川崎市	0		0		0		0		0		0		0		0	
7	相模原市	0		0		0		0		0		0		0		0	
8	新潟市	0		0		0		0		0		0		0		0	
9	静岡市	0		0		0		0		0		0		0		0	
10	浜松市	0		0		0		0		0		0		0		0	
11	名古屋市	0		0		0		0		0		0		0		0	
12	京都市	0		0		0		0		0		0		0		0	
13	大阪市	0		0		0		0		0		0		0		0	
14	堺市	0		0		0		0		0		0		0		0	
15	神戸市	0		0		0		0		0		0		0		0	
16	岡山市	0		0		0		0		0		0		0		0	30年度
17	広島市	0		0		0		0		0		0		0		0	
18	北九州市	0		0		0		0		0		0		0		0	
19	福岡市	0		0		0		0		0		0		0		0	
20	熊本市	0		0		0	_	0		0		0		0		×	未定

※区分設定予定時期が平成30年度の場合は、設定状況を「〇」と表示。 ※活用予定時期が平成30年度の場合は、活用状況を「〇」と表示。

## 〇各都道府県内の市区町村における人事評価結果の活用状況(平成30年度調査)

平成30年4月1日現在

			 給		平成30年4月1日現在 勤勉手当						
団体名											
( )は団体数 ※指定都市除く	区分設:	定済み	昇給に活	5用済み	区分設	定済み	勤勉手当に	活用済み			
77.78.2 HP-17-17-1	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員			
北海道(178)	42.7%	42.1%	21.3%	20.2%	38.8%	36.0%	24.2%	20.2%			
青森県(40)	95.0%	95.0%	92.5%	92.5%	95.0%	95.0%	92.5%	92.5%			
岩手県(33)	78.8%	75.8%	48.5%	45.5%	78.8%	75.8%	54.5%	51.5%			
宮城県(34)	79.4%	79.4%	47.1%	47.1%	91.2%	91.2%	67.6%	67.6%			
秋田県(25)	52.0%	52.0%	40.0%	40.0%	52.0%	48.0%	36.0%	36.0%			
山形県(35)	60.0%	60.0%	37.1%	34.3%	51.4%	51.4%	25.7%	25.7%			
福島県(59)	64.4%	64.4%	27.1%	27.1%	59.3%	59.3%	30.5%	30.5%			
茨城県(44)	97.7%	97.7%	84.1%	84.1%	97.7%	97.7%	84.1%	84.1%			
栃木県(25)	100.0%	100.0%	96.0%	84.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.0%			
群馬県(35)	100.0%	100.0%	48.6%	48.6%	100.0%	100.0%	60.0%	57.1%			
埼玉県(62)	66.1%	61.3%	46.8%	43.5%	74.2%	66.1%	59.7%	48.4%			
千葉県(53)	69.8%	69.8%	41.5%	41.5%	77.4%	67.9%	56.6%	41.5%			
東京都(区)(23)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
東京都(市町村)(39)	97.4%	92.3%	97.4%	82.1%	92.3%	89.7%	92.3%	82.1%			
神奈川県(30)	73.3%	73.3%	60.0%	60.0%	90.0%	76.7%	83.3%	63.3%			
新潟県(29)	93.1%	93.1%	72.4%	72.4%	96.6%	96.6%	86.2%	86.2%			
富山県(15)	100.0%	93.3%	73.3%	73.3%	86.7%	86.7%	86.7%	86.7%			
石川県(19)	100.0%	100.0%	94.7%	94.7%	94.7%	94.7%	89.5%	89.5%			
福井県(17)	94.1%	94.1%	94.1%	94.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
山梨県(27)	100.0%	100.0%	70.4%	70.4%	100.0%	100.0%	77.8%	77.8%			
長野県(77)	98.7%	98.7%	59.7%	59.7%	97.4%	96.1%	63.6%	61.0%			
岐阜県(42)	97.6%	97.6%	88.1%	88.1%	97.6%	97.6%	95.2%	95.2%			
静岡県(33)	57.6%	57.6%	42.4%	39.4%	54.5%	51.5%	39.4%	30.3%			
愛知県(53)	86.8%	84.9%	75.5%	75.5%	94.3%	92.5%	90.6%	84.9%			
三重県(29)	37.9%	37.9%	31.0%	27.6%	62.1%	37.9%	55.2%	31.0%			
滋賀県(19)	94.7%	94.7%	63.2%	63.2%	94.7%	94.7%	68.4%	57.9%			
京都府(25)	80.0%	68.0%	44.0%	32.0%	80.0%	76.0%	56.0%	44.0%			
大阪府(41)	51.2%	48.8%	43.9%	41.5%	75.6%	65.9%	65.9%	56.1%			
兵庫県(40)	75.0%	70.0%	62.5%	50.0%	95.0%	92.5%	87.5%	80.0%			
奈良県(39)	53.8%	53.8%	30.8%	30.8%	66.7%	61.5%	56.4%	46.2%			
和歌山県(30)	80.0%	80.0%	66.7%	66.7%	83.3%	83.3%	76.7%	76.7%			
鳥取県(19)	84.2%	84.2%	52.6%	47.4%	89.5%	89.5%	73.7%	73.7%			
島根県(19)	47.4%	47.4%	21.1%	15.8%	57.9%	52.6%	26.3%	15.8%			
岡山県(26)	50.0%	50.0%	42.3%	42.3%	69.2%	61.5%	57.7%	53.8%			
広島県(22)	90.9%	81.8%	22.7%	18.2%	90.9%	90.9%	50.0%	40.9%			
山口県(19)	78.9%	73.7%	68.4%	68.4%	68.4%	57.9%	57.9%	52.6%			
徳島県(24)	100.0%	100.0%	33.3%	33.3%	95.8%	95.8%	20.8%	20.8%			
香川県(17)	100.0%	100.0%	47.1%	47.1%	70.6%	64.7%	64.7%	58.8%			
愛媛県(20)	80.0%	80.0%	70.0%	70.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%			
高知県(34)	100.0%	100.0%	67.6%	67.6%	100.0%	100.0%	88.2%	88.2%			
福岡県(58)	60.3%	60.3%	39.7%	39.7%	72.4%	70.7%	60.3%	51.7%			
佐賀県(20)	40.0%	40.0%	20.0%	20.0%	40.0%	40.0%	25.0%	20.0%			
長崎県(21)	42.9%	42.9%	23.8%	23.8%	52.4%	47.6%	38.1%	33.3%			
熊本県(44)	56.8%	56.8%	34.1%	34.1%	50.0%	50.0%	22.7%	22.7%			
大分県(18)	100.0%	94.4%	38.9%	33.3%	66.7%	61.1%	22.2%	16.7%			
宮崎県(26)	34.6%	34.6%	19.2%	19.2%	23.1%	23.1%	15.4%	11.5%			
鹿児島県(43)	95.3%	93.0%	41.9%	39.5%	93.0%	93.0%	44.2%	41.9%			
沖縄県(41)	70.7%	65.9%	19.5%	19.5%	73.2%	70.7%	22.0%	22.0%			
平均	73.9%	72.6%	50.2%	48.4%	75.9%	73.0%	58.0%	53.1%			

<sup>※</sup> 表中の「区分設定済み」「活用済み」は、H30年度中に設定・活用を予定している団体を含む

8. 健康保険法の改正に係る現状

## 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等 の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

平成31年2月15日 関議決定

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びそ の適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情 報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築 被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずる。

### 改正の概要

- 1. オンライン資格確認の導入【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律(高確法)】※地方公務員等共済組合法を含む。
- オンライン資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康 保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止(告知要求制限)する。
- オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
- <u>3. NDB、介護DB等の連結解析等</u> 【高確法、介護保険法、健康保険法】

※平成31年度予算 300億円

- 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)と介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)について、各DBの連結解析を可能とするととも に、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備(審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等)を行う。 (DPCデータベースについても同様の規定を整備。)
- 4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等 【高確法、国民健康保険法、介護保険法】
- ・ 75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等に ついて定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。
- 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化【健康保険法、国民年金法、国民健康保険法】※地方公務員等共済組合法を含む (1) 被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。
- (2) 市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。
- 審査支払機関の機能の強化 【社会保険診療報酬支払基金法、国民健康保険法】
- (1) 社会保険診療報酬支払基金(支払基金)について、本部の調整機能を強化するため、支部長の権限を本部に集約する。
- (2) 医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加する(支払基金・国保連共通)。
- (3) 医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念を創設する(支払基金・国保連共通)。
- ・未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消するため、所 要の規定を整備する。【国民健康保険法】

### 施行期日

平成32年4月1日(ただし、1については公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日、2は平成31年10月1日、3並びに6(2)及び(3)は平成32年10 月1日(一部の規定は平成34年4月1日)、5(2)及び7は公布日、6(1)は平成33年4月1日)

## オンライン資格確認の導入(公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日施行)

- (1) オンライン資格確認の導入 (改正後地共済法第57条、第57条の3,第57条の4、第57条の5、第58条の2、第59条、第59条の3、第144条の34関係)
- ①保険医療機関等で療養の給付等を受ける場合の組合員・被扶養者の資格の確認について、個人番号カードによるオンライン資格確認を <u>導入</u>する。(その他の資格確認の方法については、省令に規定される予定)
  - 地方公務員等共済組合法(改正案)

第五十七条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、保険医療機関等(次に掲げる医療機関又 は薬局をいう。以下同じ。)から、電子資格確認…<u>その他主務省令で定める方法</u>(以下「電子資格確認等」という。)により、組合員であることの確認を受け、 その給付を受けるものとする。

(略) -~Ξ

2~7 (略)

②国、組合、保険医療機関等の関係者は、個人番号カードによるオンライン資格確認等の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術 の利用の推進により、医療保険事務が円滑に実施されるよう、協力するものとする。

### <現在の組合員証の取扱いイメージ>

### 組合員(患者)



組合員証

①提示



②組合員証記載事項を もとに請求事務を実施

保険医療機関等

窓口でリアルタイムでの資格確認を行えないことによる資格過誤に起因する保険者 (健康保険組合、協会けんぽ、国共済等の各保険者を含む。) の事務負担は年間 約30億円程度、保険医療機関等の事務負担は年間約50億円程度と試算されて いる。

### <オンライン資格確認のイメージ>

## 組合員(患者)

個人番号カード



①提示: 読み取り 個人番号カード



は預からない」⑤提供された資格情報を もとに請求事務を実施

## ③オンラインによる資格照会 電子証明書



④資格情報を提供

## 支払基金·国保中央会

組合員等の資格を保険者間で履歴管理 全レセプトを資格確認、正しい保険者に振分け



⊕登録

保険者(組合)

資格情報 組合員等記号·番号

資格情報等の管理について 支払基金・国保中央会に委託

これまで組合員証記載事項をもとに行っていた資格確認を オンライン化し、最新の資格情報による確認が可能に

支払基金・国保中央会において一元的に資格情報が管理され、 正しい保険者への請求や、受診情報の蓄積が可能に

## 【期待される効果】

- ・資格喪失後受診に伴う事務コスト等の解消
- ・特定健診結果や薬剤情報を照会できる仕組みの整備
- 高額療養費の限度額適用認定証等の発行業務等の削減
- ・保存医療データの分析の向上

## オンライン資格確認の導入スケジュール(イメージ)

